



第四期医療費適正化基本方針について

第4期医療費適正化計画（2024～2029年度）に向けた見直し

医療費の更なる適正化に向けて、①新たな目標として、複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供等を加えるとともに、②既存の目標についてもデジタル等を活用した効果的な取組を推進する。また、計画の実効性を高めるため、③都道府県が関係者と連携するための体制を構築する。

計画の目標・施策の見直し

① 新たな目標の設定

- **複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供等**
 - ・ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防
 - ・ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供（例：骨折対策）
 - **医療資源の効果的・効率的な活用**
 - ・ 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療（例：急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方）
 - ・ 医療資源の投入量に地域差がある医療（例：白内障手術や化学療法の外来での実施、リフィル処方箋（※））
（※）リフィル処方箋については、地域差の実態等を確認した上で必要な取組を進める。
- ⇒ 有識者による検討体制を発足させて、エビデンスを継続的に収集・分析し、都道府県が取り組める目標・施策の具体的なメニューを追加

② 既存目標に係る効果的な取組

健康の保持 の推進

- **特定健診・保健指導の見直し**
⇒アウトカム評価の導入、ICTの活用など

医療の効率的な 提供

- **重複投薬・多剤投与の適正化**
⇒電子処方箋の活用
- **後発医薬品の使用促進**
⇒個別の勧奨、フォーミュラリ策定等による更なる取組の推進や、バイオ後続品の目標設定等を踏まえた新たな数値目標の設定

➡ さらに、医療DXによる医療情報の利活用等を通じ、健康の保持の推進・医療の効率的な提供の取組を推進

※ 計画の目標設定に際し、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意

実効性向上のための体制構築

③ 保険者・医療関係者との方向性の共有・連携

- ・ 保険者協議会の必置化・医療関係者の参画促進、医療費見込みに基づく計画最終年度の国保・後期の保険料の試算 等
- **都道府県の責務や取り得る措置の明確化**
 - ・ 医療費が医療費見込みを著しく上回る場合等の要因分析・要因解消に向けた対応の努力義務化 等

第4期医療費適正化計画（2024～2029年度）に向けた見直し

① 複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供等の推進

2040年の医療・介護需要を見据え、より効果的・効率的に進めるための取組を推進

- 医療と介護の複合的なニーズを有する高齢者の増加が今後見込まれる中で、医療と介護にまたがるアプローチの重要性を関係者が認識し、限られた医療・介護資源を効果的・効率的に組み合わせた医療費適正化を推進する。
 - 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防を新たに目標とし、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、医療費適正化計画に位置づける。
 - 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進を新たに目標とする。例えば、今後の高齢化の進展に伴い増加が見込まれる高齢者の骨折について、急性期から回復期、在宅での介護や通院時の医療・介護の機能連携や適切な受診勧奨等を推進する。

個別の医療サービスについて、エビデンスや地域差に基づく新たな目標を設定

- 個々の医療サービスの提供状況について、地域ごとに関係者が把握・検討し、適正化に向けて必要な取組を進められるよう、有識者による検討体制を発足してエビデンスを継続的に収集・分析し、都道府県が取り組める目標・施策の具体的なメニューを提示する。
- 第4期では新たに以下の項目を目標として位置づける。有識者の検討を踏まえて具体的なメニューを更に追加する。
 - 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療（例：急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方）
 - 医療資源の投入量に地域差がある医療（例：白内障手術や化学療法の外来での実施、リフィル処方箋（※））（※）リフィル処方箋については、地域差の実態等を確認した上で必要な取組を進める。

② デジタル等を活用した既存目標に係る効果的な取組の推進

既存の目標についても更なる実効性の向上を図るために、デジタルの活用等を推進

- 特定健診・特定保健指導について、個人の受診者の行動変容につながり、成果が出たことを評価する方向（アウトカム評価の導入、ICTを活用した取組など）で見直す。
- 重複投薬・多剤投与の適正化について、電子処方箋の活用等により更に効果的に実施する。
- 後発医薬品の使用促進について、使用促進効果が確認されている個別通知や、医薬品の適正使用の効果も期待されるという指摘もあるフォーミュラリ等の取組を地域の実情に応じて検討・推進する。「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」の議論や、バイオ後続品の目標設定を踏まえ、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の使用促進に関する新たな数値目標を設定する。

第4期医療費適正化計画（2024～2029年度）に向けた見直し

③ 保険者・医療関係者との連携による実効性向上

医療費適正化計画の策定・実施主体である都道府県が目標達成に向けて実効性のある取組を実施できるよう、保険者・医療関係者と方向性を共有・連携する枠組みを設けた上で、都道府県の責務や取り得る措置を明確化

① 保険者・医療関係者との方向性の共有・連携

- 都道府県計画に記載すべき事項を充実させるとともに、保険者協議会を必置として都道府県計画への関わりを強化することにより、都道府県と関係者による医療費適正化のPDCAサイクルを強化する。
- 保険者協議会への医療関係者の参画を促進し、都道府県・保険者・医療関係者が協力して医療費適正化に取り組む場とする。
- 都道府県計画の医療費見込みを精緻化し、制度区分別（国保、後期、被用者保険）に見える化するとともに、それをもとに国保・後期の1人当たり保険料を試算することとし、医療費適正化の意義・方向性を保険者・住民と共有する。
- 国保運営方針においても医療費適正化の取組を記載すべき事項とするとともに、財政見通しについて、都道府県計画の国保の医療費見込みを用いることが望ましいこととする。
- 支払基金及び国保連合会の目的や基本理念等に、診療報酬請求情報等の分析等を通じた医療費適正化を明記する。

② 都道府県の責務や取り得る措置の明確化

- 都道府県は、住民の高齢期における医療費の適正化を図るための取組において中心的な役割を果たすべきであることを明確化する。
- 都道府県は、医療費が医療費見込みを著しく上回る場合等には、その要因を分析し、当該要因の解消に向けて、保険者・医療関係者等と連携して必要な対応を講ずるよう努めるべきであることを明確化する。
- 医療費が医療費見込みを著しく上回る場合や、都道府県計画の目標を達成できないと認める場合に都道府県が取り得る措置として、高確法第9条第9項に基づく保険者・医療関係者等に対する協力要請があることを明確化するとともに、その内容の具体的な例を示す。

第四期医療費適正化基本方針の主な内容

第四期医療費適正化基本方針のポイント

① 全般的な事項

項目	ポイント
医療費適正化計画の基本理念	・ 総合確保方針の見直しを踏まえ、医療費適正化計画の基本理念の1つとして、人口減少に対応して医療保険制度・介護保険制度の持続可能性を高めていくために、限りある地域の社会資源を効果的・効率的に活用し、医療費適正化を図っていくことなど、今後の人口構成の変化に対応するものであることを記載
都道府県計画の作成のための体制の整備	・ 基本的な考え方として、都道府県が保険者や医療関係者等と連携し、地域の実情を踏まえて実効的な取組を推進する必要がある、都道府県計画の作成に当たっては、全社法により必置化された保険者協議会等の場を活用し、関係者の意見を踏まえた取組を進めていくことが重要であること等を記載 ・ 保険者等との連携 都道府県計画の目標達成に向けて、保険者等との連携が重要であり、適正化計画の目標の達成に向けた保険者等の保健事業の取組が特定健診等実施計画やデータヘルス計画に反映されることが望ましい旨を追記 ・ 医療の担い手等との連携 医療の効率的な提供に関する目標の達成に向けて、都道府県域内の医療の担い手等を含む関係者が地域ごとに地域の実情を把握・検討し、適正化に向けて必要な取組を行えるよう、構成員としての参画を含め、保険者協議会への医療の担い手等の参画を促進すること等を通じ、連携を図ることが必要である旨を記載
他の計画との関係	・ 医療費適正化計画と関連の深い他の計画等に定める内容について、都道府県計画に定める内容と重複する場合には、当該計画の関係する箇所における記述の要旨・概要を掲載することや、都道府県計画と一体的に作成することとしても差し支えない旨を記載 ・ 全社法により、国保運営方針で医療費適正化に関する事項が必須記載事項化されたことを踏まえ、国保運営方針の財政見通しにおいて都道府県計画の医療費見込みを用いること等により調和を図ることが望ましい旨を追記

第4期医療費適正化基本方針のポイント

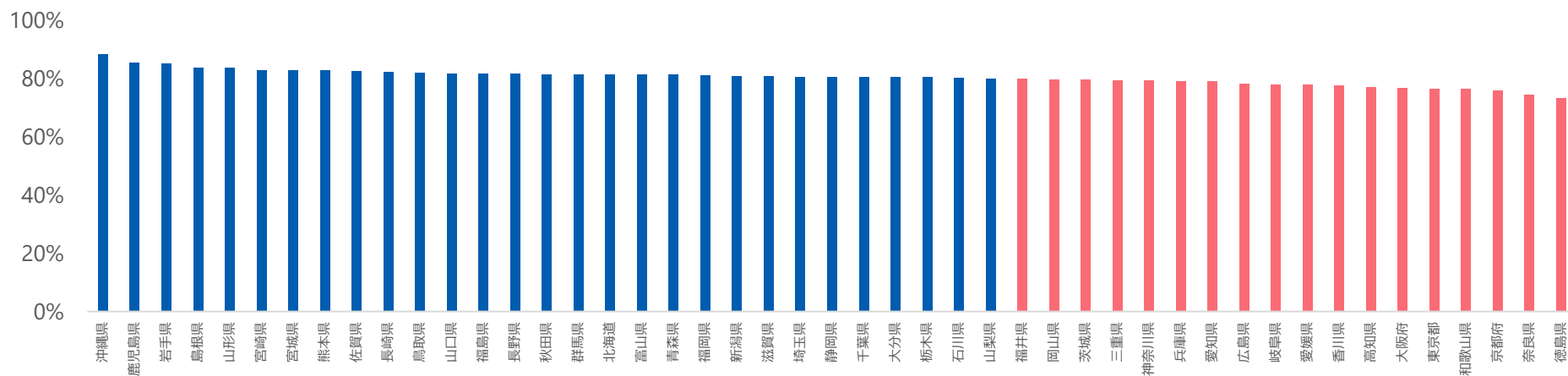
② 第4期計画における都道府県の目標

項目	ポイント
住民の健康の保持の推進	・ 特定健診・特定保健指導の実施率の目標は、全国目標を踏まえ、それぞれ70%・45% ・ 以下の新たな目標を追加 ① 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進 (例：高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進)
医療の効率的な提供の推進	・ 後発医薬品の数値目標については、まずは医薬品の安定的な供給を基本としつつ、新たな政府目標を踏まえて都道府県においても数値目標を設定することとする。 ― 国は、骨太方針2021の「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」という政府目標を、「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」の議論等を踏まえ、令和5年度中に、金額ベース等の観点を踏まえて見直す。 ― 都道府県計画の目標は、新たな政府目標を踏まえ、令和6年度に設定することとする ※ 現時点で数量シェア80%を達成していない都道府県では、当面の目標として、可能な限り早期に数量シェア80%の達成を目指すこととする ・ 以下の新たな目標を追加 ① バイオ後続品 80%以上置き換わった成分数が全体の60%以上 ② 医療資源の効果的・効率的な活用 ✓ 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療 (例：急性気道感染症・急性下痢症への抗菌薬処方) ✓ 医療資源の投入量に地域差がある医療 (例：白内障手術・化学療法の外来での実施、リフィル処方箋) ※ 個別の診療行為としては医師の判断に基づき必要な場合があることに留意しつつ、地域ごとに関係者が地域の実情を把握・検討し、適正化に向けて必要な取組を進める。 ③ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進 (例：市町村の在宅医療・介護連携推進事業への後方支援、広域調整等の支援等)
その他	・ 目標の設定に当たっては、ロジックモデル等のツールの活用も検討することとする

後発医薬品の使用促進に関する数値目標について

- 骨太の方針2021及び第3期医療費適正化計画（2018～2023年度）において、後発医薬品については、2023年度末までに各都道府県で数量シェア80%の達成を目標としている。
- 今後の政府目標は、「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」の議論等を踏まえ、まずは医薬品の安定的な供給を基本としつつ、2023年度中に、金額ベース等の観点を踏まえて見直す。
- あわせて、第4期医療費適正化計画（2024～2029年度）の目標は、新たな政府目標を踏まえ、2024年度に設定する。現時点で数量シェア80%を達成していない都道府県では、当面の目標として、可能な限り早期に数量シェア80%の達成を目指す。

後発医薬品の使用割合（2022年3月）



2022年3月時点で29道県が数量シェア80%を達成。

出典：NDBデータ

第四期医療費適正化基本方針のポイント

③ 目標達成に向けて都道府県が取り組む施策

項目	ポイント
住民の健康の保持の推進	<u>＜既存の目標に係る施策＞</u> ・ 特定健診・特定保健指導 2024年度からの第4期でのアウトカム評価の導入やICTの活用により、目標達成に向けた実施率の向上が図られるとともに、更に効果的・効率的な取組の実施が期待されることを踏まえ、こうした保険者の取組を支援することを追記。 <u>＜新たな目標に係る施策＞</u> ・ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進 広域連合と市町村による高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援のため、専門的見地等からの支援、好事例の横展開、広域連合や国保連と連携した事業の取組結果の評価・分析、都道府県単位の医療関係団体等に対する広域連合と市町村への技術的な援助の要請等を実施することを記載。

第四期医療費適正化基本方針のポイント

③ 目標達成に向けて都道府県が取り組む施策

項目	ポイント
医療の効率的な提供の推進	<u>＜既存の目標に係る施策＞</u> ・ 後発医薬品の使用促進 保険者等による差額通知の実施の支援、フォーミュラリに関する医療関係者への周知をはじめとした必要な取組を行うこと等を追記 ・ 医薬品の適正使用の推進 医療機関・薬局での重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋の普及促進や、「高齢者の医薬品適正使用の指針」における取扱を踏まえ、高齢者に対する6種類以上の投与を目安として取り組む等、取組対象を広げること等を追記 <u>＜新たな目標に係る施策＞</u> ・ 医療資源の効果的・効率的な活用 － 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療 抗菌薬の適正使用について、国が提供するデータ等を用いた現状・動向の把握、住民や医療関係者に対する普及啓発等を記載 － 医療資源の投入量に地域差がある医療 薬物療法の外来実施について、地域医療介護総合確保基金等を活用した、医師確保支援、施設・設備整備、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制・施設の整備等を記載 リフィル処方箋については、保険者、都道府県、医師、薬剤師などの必要な取組を検討し、実施することにより、活用を進める必要。その際、分割調剤等その他の長期処方も併せて、地域の実態を確認しながら取り組むことを記載 ・ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進 市町村が実施する「在宅医療・介護連携推進事業」の支援のための、管内の課題の把握、必要なデータの分析・活用支援、管内の取り組み事例の横展開、関係団体との調整等を記載 高齢者の骨折対策について、早期に治療を開始するための骨粗鬆症健診の受診率の向上、機能予後等を高めるための骨折手術後の早期離床の促進、介護施設等の入所者等を含めた退院後の継続的なフォローアップ、二次性骨折を予防するための体制整備等を記載

第四期医療費適正化基本方針のポイント

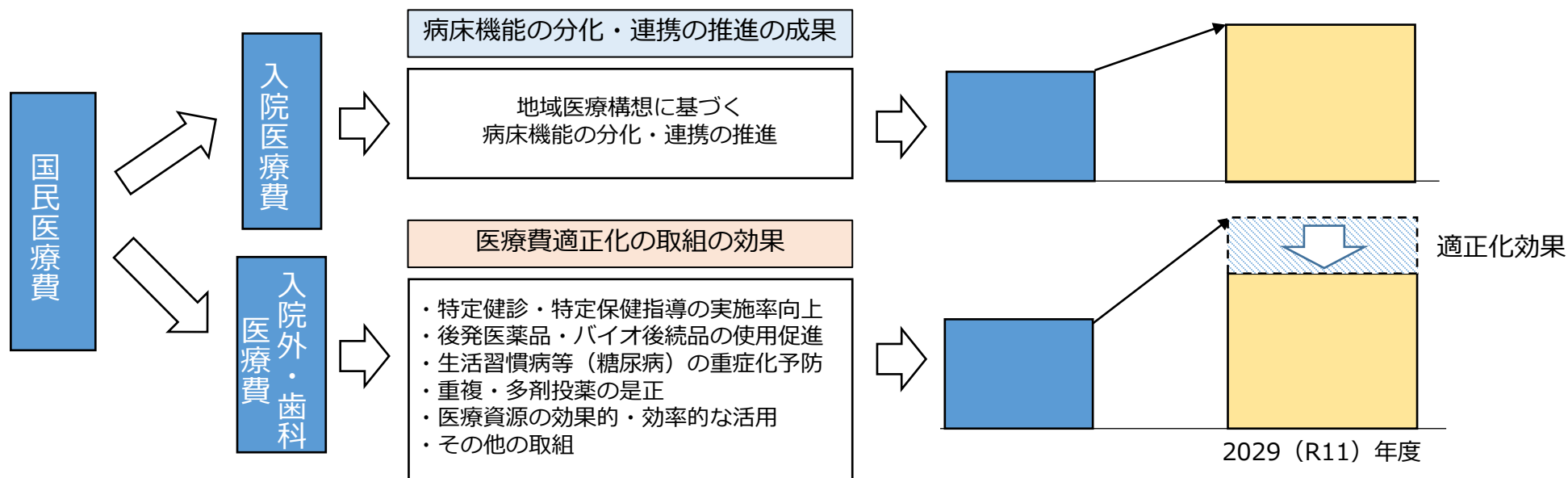
④ 都道府県計画のその他の記載事項

項目	ポイント
目標達成に向けた関係者の連携・協力に関する事項	- 高確法第9条第9項に基づく保険者等、医療関係者等への協力要請の例として、以下を記載 - 後発医薬品の使用促進のために、使用割合が低い保険者等に対して、使用割合向上のための改善策の提出を要請 - 急性気道感染症等への抗菌薬処方の適正化のために、医療関係団体に対して、医療機関に対する「抗微生物薬適正使用の手引き」を基本とした抗菌薬適正使用の周知を要請 - 全社法により、支払基金・国保連の目的・業務規定に、医療費適正化に資するレセプト情報の分析等が明記されたことを踏まえ、都道府県や保険者協議会が、これらの機関との連携を図ることも期待される旨を記載
病床機能の分化及び連携の推進に関する事項	地域医療構想における将来の病床の必要量や、病床の機能の分化及び連携の推進のための施策を記載することが考えられる旨を記載
医療費の見込みに関する事項	- 医療費見込みの精緻化を図り、保険者等との連携を強化する観点から、以下の見直し事項を記載 医療費見込みは、第3期と同様に、入院・入院外のそれぞれで算出する ※地域医療構想は第4期の計画期間中の2025年に向けて策定されていることを踏まえ、同年以降に係る検討状況を踏まえ、第4期の計画期間中に、必要に応じて算出方法を見直すこととする 医療費見込みを制度区分別・年度別に算出する - 制度区分別の医療費見込みを基に、国保・後期の「1人当たり保険料の機械的な試算」を算出する - 国が都道府県に提供する推計ツールにおいて、報酬改定・制度改正により医療費見込みに影響があることが見込まれる場合には、都道府県が必要に応じて計画期間中に医療費見込みを見直すことができるようにする

第4期医療費適正化計画の医療費見込みについて

都道府県は、第4期（2024～2029年度）の医療費適正化計画における医療費見込みを、

- ・入院医療費は、医療計画（地域医療構想）に基づく病床機能の分化・連携の推進の成果を反映させて推計
- ・外来医療費は、特定健診・特定保健指導の実施、糖尿病の重症化予防、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用、医療資源の効果的・効率的な活用による、医療費適正化の効果をおり込んで推計



※具体的な算出方法を基本方針で示すが、都道府県独自の合理的な方法により算出することとしても差し支えない。

◎高齢者の医療の確保に関する法律 第9条 ※全社法による改正後

2 都道府県医療費適正化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項
- 二 医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項
- 三 当該都道府県の医療計画に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能の分化及び連携の推進の成果に関する事項
- 四 前号に掲げる事項並びに第一号及び第二号の目標を達成するための住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み（第十一条第四項において「都道府県の医療に要する費用の目標」という。）に関する事項

医療費見込みの推計方法 (1)外来医療費に係る適正化効果額 (1/3)

1. 特定健診等の実施率の向上による適正化効果額の推計方法

- 平成25～令和元年度のNDBデータを用いて、特定保健指導対象者の入院外1人当たり医療費の経年的推移を分析した結果を用いて、特定健診の実施率70%、特定保健指導の実施率45%を達成した場合の効果額を推計する。

<推計式のイメージ> ※都道府県ごとに推計

$$\{ (\text{令和元年度の特定健診の対象者数} \times 0.7 \times 0.17 \times 0.45 - \text{令和元年度の特定保健指導の実施者数}) \times \text{特定保健指導による効果} \}$$

※ 令和元年度の実績では、特定健診受診者のうち、特定保健指導の対象となる者の割合が17%であり、これが変わらないと仮定

$$\div \text{当該県の令和元年度の外来医療費} \times \text{当該県の令和11年度の外来医療費（推計）}$$

2. 後発医薬品の使用促進による適正化効果額の推計方法

- 後発医薬品の使用促進に関する数値目標は、新たな政府目標を踏まえ、令和6年度に設定することとしている。
- 現時点で数量シェアが80%に達していない都道府県において、当面の目標として、数量シェア80%を達成することを目標とした場合には、令和3年度のNDBデータを用いて、後発医薬品のある先発品が全て後発医薬品となった場合の効果額を推計し、この結果を用いて、令和11年度に数量シェア80%を達成した場合の効果額を推計する。

<推計式のイメージ> ※都道府県ごとに推計

$$\{ \text{令和3年度時点の後発品のある先発品を100%後発品に置き換えた場合の効果額} \div (1 - \text{令和3年度の数量シェア}) \times (80\% - \text{令和3年度の数量シェア}) \}$$

$$\div \text{当該県の令和3年度の入院外来医療費} \times \text{当該県の令和11年度の入院外来医療費（推計）}$$

医療費見込みの推計方法 (1)外来医療費に係る適正化効果額 (2/3)

3. バイオ後続品の使用促進による適正化効果額の推計方法

- 令和3年度のNDBデータを用いて、成分ごとに、先発品をすべてバイオ後続品に置き換えた場合の効果額を推計し、この結果を用いて、令和11年度の医療費に目標を達成した場合の効果額を推計。

＜推計式のイメージ＞ ※都道府県ごとに推計

$$\left\{ \frac{\text{令和3年度時点の当該成分の先発品を100\%バイオ後続品に置き換えた場合の効果額}}{\left(1 - \frac{\text{令和3年度の当該成分の数量シェア}}{\text{令和11年度に見込まれる当該成分の数量シェア}} \right)} \right\} \div \left(\frac{\text{当該県の令和3年度の入院外来医療費}}{\text{当該件の令和11年度の入院外来医療費（推計）}} \right)$$

4. 人口1人当たり外来医療費の地域差縮減を目指す取組による適正化効果額の推計方法

- 外来医療費については、一定の広がりのある取組を通じて医療費の地域差縮減が期待される目標に着目。
- 生活習慣病等の重症化予防の推進、医薬品の適正使用の推進（重複投薬・多剤投与の適正化）の目標の達成に向けた取組について推計。

＜推計式のイメージ＞ ※都道府県ごとに推計

$$\left\{ \left(\frac{\text{当該県の令和元年度の生活習慣病（糖尿病）の40歳以上の人口1人当たり医療費}}{\text{令和元年度の生活習慣病（糖尿病）の40歳以上の人口1人当たり医療費の全国平均}} - 1 \right) \times \frac{\text{当該県の令和元年度の40歳以上の人口}}{\text{平均を上回る地域が仮に平均との差を半減した場合}} \right\} + \left\{ \frac{\text{当該県の令和元年度の3医療機関以上の重複投薬の薬剤費のうち、2医療機関を超える薬剤費の1人当たり薬剤費}}{\text{当該県の令和元年度の3医療機関以上の重複投薬となっている患者数}} \div 2 + \frac{\text{当該県の令和元年度の9剤（※）以上の高齢者（65歳以上）の薬剤数が1減った場合の1人当たり薬剤費の差額}}{\text{当該県の令和元年度の9剤以上の高齢者（65歳以上）の患者数}} \div 2 \right\} \div \left(\frac{\text{当該県の令和元年度の外来医療費}}{\text{当該県の令和11年度の外来医療費（推計）}} \right)$$

医療費見込みの推計方法 (1)外来医療費に係る適正化効果額 (3/3)

5. 医療資源の効果的・効率的な活用による適正化効果額の推計方法

- 第4期医療費適正化計画の新たな目標として、医療資源の効率的・効果的な活用を位置づける。
- 具体的には、以下のような医療の適正化に向けた取組について、医療費適正化効果額を推計することとする。
 - 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療（急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方）
 - 医療資源の投入量に地域差がある医療（白内障手術や化学療法の外来での実施）

<推計式のイメージ> ※都道府県ごとに推計

$$\begin{aligned}
 & \left\{ \left(\frac{\text{当該県の令和元年度の急性気道感染症患者に対する抗菌薬処方の薬剤費}}{2} \right) + \left(\frac{\text{当該県の令和元年度の急性下痢症患者に対する抗菌薬処方の薬剤費}}{2} \right) \right. \\
 & + \left(\frac{\text{当該県の令和元年度の白内障手術の実施件数} \times \left(\frac{\text{当該県の令和元年度の白内障手術の入院実施の割合} - \text{全国の令和元年度の白内障手術の入院実施の割合の平均}}{2} \right)}{\text{令和元年度の白内障手術における入院実施と外来実施の1件当たり医療費の差額}} \right. \\
 & + \left(\frac{\text{当該県の令和元年度の外来化学療法の実施件数} \times \left(\frac{\text{全国の令和元年度の外来化学療法の人口1人当たり実施件数（性年齢調整後）}}{\text{当該県の令和元年度の外来化学療法の人口1人当たり実施件数（性年齢調整後）} - 1} \right)}{\text{令和元年度の化学療法における入院実施と外来実施の1件当たり医療費の差額}} \right) \left. \right\} \\
 & \div \left(\frac{\text{当該県の令和元年度の外来医療費}}{\text{当該県の令和11年度の外来医療費（推計）}} \right)
 \end{aligned}$$

医療費見込みの推計方法 (2)入院医療費

病床の機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた入院医療費の推計方法

- 入院医療費については、高齢者医療確保法第9条第2項第4号に基づき、「当該都道府県の医療計画に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能の分化及び連携の推進の成果」を踏まえて推計する。
- ただし、地域医療構想は第4期医療費適正化計画の計画期間中（令和5～11年度）の令和7年に向けて策定されていることを踏まえ、当面の間、令和11年度の病床機能別の患者数の見込みは、地域医療構想における2025年時点の医療需要をもとに機械的に算出することとした上で、同年以降に係る検討状況を踏まえ、入院医療費の推計方法を見直す。

<推計式のイメージ> ※2次医療圏単位を積み上げて都道府県ごとに推計

令和11年度の患者数の見込み（人日）
（性年齢階級別・病床機能別）

×

1人あたり医療費（推計）
（性年齢階級別・病床機能別）

（注）患者数の見込みは、地域医療構想における2025年時点の性年齢階級別・病床機能別の医療需要（人口比）を、2029年度の推計人口に当てはめることで推計する。

（参考）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（抄）

第九条

2 都道府県医療費適正化計画においては、都道府県医療費適正化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項
- 二 医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項
- 三 当該都道府県の医療計画に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能の分化及び連携の推進の成果に関する事項

四 前号に掲げる事項並びに第一号及び第二号の目標を達成するための住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み（第十一条第四項において「都道府県の医療に要する費用の目標」という。）に関する事項

医療費見込みの推計方法 (3) 国保・後期の1人当たり保険料の機械的な試算

【都道府県計画の記載イメージ】 ※実際の記載の仕方は都道府県ごとに異なる。

＜計画期間における医療費の見込み＞ ※括弧内は医療費適正化の取組を行わなかった場合

	2024	2025	...	2029	1人当たり保険料の 機械的な試算（2029年度）（※）
全体	○億円 (○億円)	○億円 (○億円)	...	○億円 (○億円)	
市町村国保	○億円 (○億円)	○億円 (○億円)	...	○億円 (○億円)	○円 (○円)
後期高齢者医療	○億円 (○億円)	○億円 (○億円)	...	○億円 (○億円)	○円 (○円)
被用者保険等	○億円 (○億円)	○億円 (○億円)	...	○億円 (○億円)	

（※）制度別の医療費見込みを基に、一定の条件下で機械的に試算したもの。

被用者保険等については、加入者が都道府県をまたいで所在することが多いため、算出しない。

実際の保険料は、医療費の動向や財政状況（保健事業・積立費など）などの要因に大きく影響を受ける点に留意が必要。

【1人当たり保険料の機械的な試算方法】

国が都道府県に配布する医療費見込み推計ツールを用いて、都道府県ごとに以下のように試算。

※各都道府県の判断で、これとは異なる方法で試算することも可能。

足下（2023年度）の 1人当たり保険料

国保：令和5年度の保険料額（基礎分）
※標準保険料率の算定に必要な保険料総額
（e'）を基に算定
後期：令和4・5年度の平均保険料額

×

制度別の医療費見込みを基にした

2023～2029年度の1人当たり保険料の伸び率見込み

= 所要保険料（※）の伸び率見込み ÷ 加入者数の伸び率見込み
※ 両年度の制度別の医療費見込みに、人口構成の変化等を踏まえて推計した各年度における医療費と所要保険料の比（全国）を乗じて推計

+

出産育児支援金の導入に伴う1人当たり保険料増の見込み

第四期医療費適正化基本方針のポイント

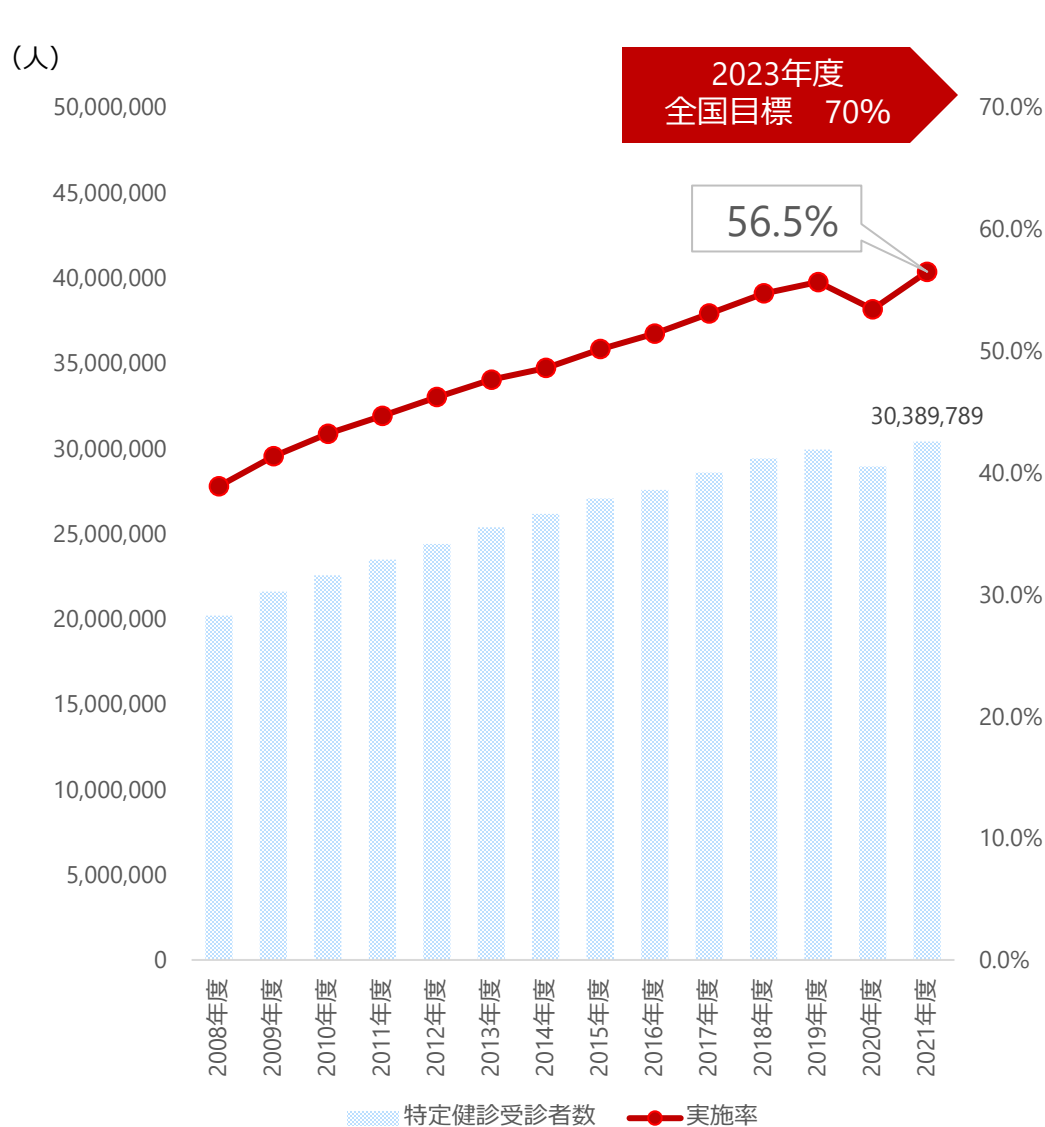
⑤ その他

項目	ポイント
実績評価	全社法により、都道府県は、都道府県計画の最終年度の翌年度に行う実績評価に当たって、保険者協議会の意見を聴くこととされたことを踏まえ、その旨を追記
医療費の調査分析	地域内の医療費の実態把握の方法として、国保データベース（KDB）等の国以外のデータの活用について追記
関係者の役割	- 医療費適正化の取組について、国、都道府県、保険者等、医療の担い手等それぞれの取組に加え、民間主導の日本健康会議のように、産官学が連携した取組の推進が重要であり、関係者の相互理解の下に医療費適正化の取組を進めることが必要である旨を追記 <u>＜国の取組＞</u> - バイオ後続品について、令和5年度に実態調査等を行い、その結果を踏まえて、成分ごとの普及促進策を具体化するとともに、実施に向けた対応を進める 「効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療」や「医療資源の投入量に地域差がある医療」について、エビデンス等を継続的に収集・分析し、都道府県が取り組むべき目標等の追加を検討する <u>＜都道府県の取組＞</u> - 全社法により、都道府県は、当該都道府県における医療提供体制の確保や国保の財政運営を担う役割を有することに鑑み、医療費適正化を図るための取組において、保険者、医療関係者その他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を果たすものとされたことを踏まえ、その旨等を追記 <u>＜保険者等の取組＞</u> - 保健事業の実施主体として、特定健診等について、2024年度からの第4期で特定保健指導にアウトカム評価を導入すること等を踏まえ、効果的・効率的な実施を図ること等を追記 <u>＜医療の担い手等の取組＞</u> - 医療の担い手等による取組の推進のため、保険者協議会への医療関係者の参画促進が重要である旨を追記 <u>＜国民の取組＞</u> OTC医薬品の適切な使用など、症状や状況に応じた適切な行動をとることが重要であることや、マイナポータル等を通じた自身の健康情報の把握が期待されることを追記

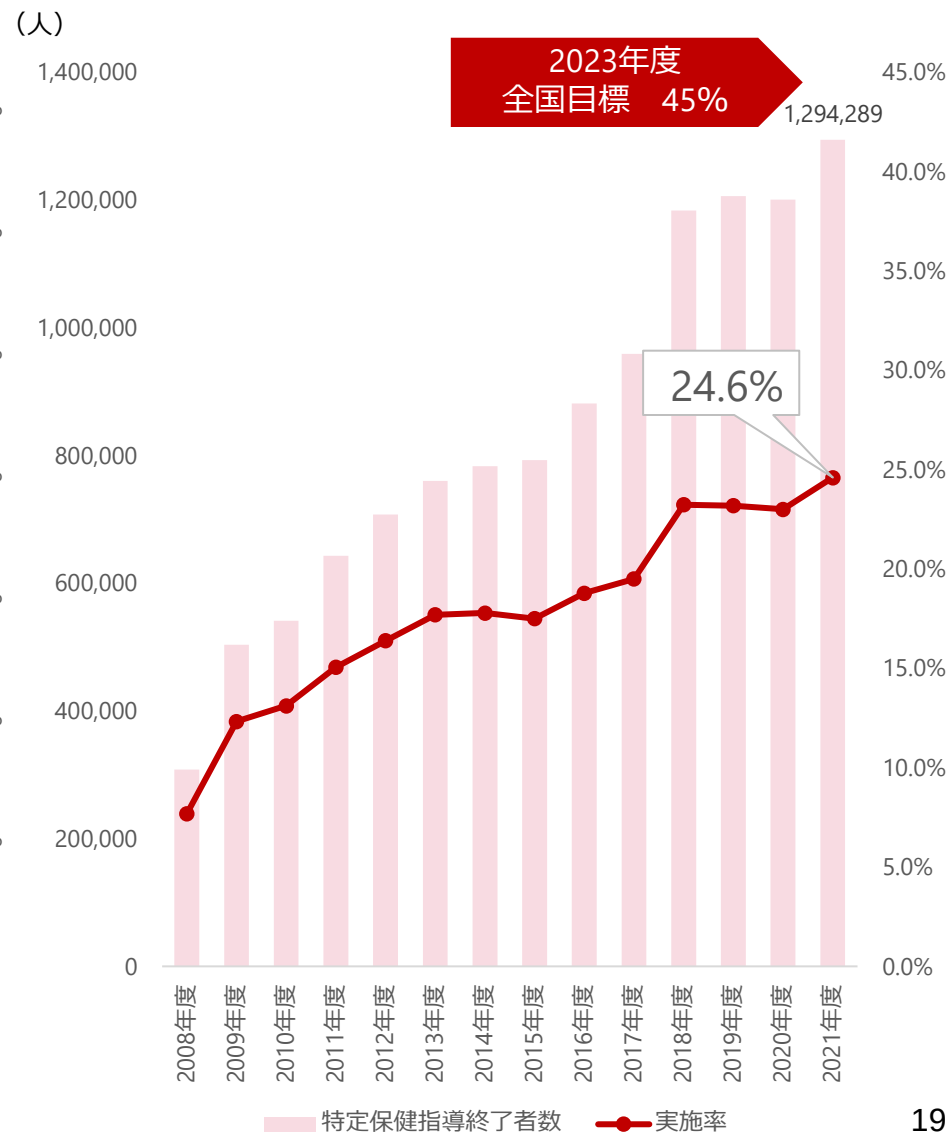
参考資料

特定健診・特定保健指導の実施率の推移

【特定健診受診者数・特定健診実施率】



【特定保健指導終了者数・特定保健指導実施率】



第4期の見直しの概要（特定健診）

令和4年10月12日

第3回 第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会

参考資料
1-1

質問項目の見直しについて

- 標準的な質問項目に関する基本的な考え方について、「地域の健康状態の比較に資する項目」を「地域間及び保険者間の健康状態の比較に資する項目」に修正する。
- 喫煙に関する質問項目について、「過去喫煙していたが、現在は喫煙しない者」を区別するための回答選択肢を追加するとともに、「現在、習慣的に喫煙している者」についても現行の定義を維持した上で、分かりやすい表現に修正する。
- 飲酒に関する質問項目について、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」をより詳細に把握できるように、飲酒頻度と飲酒量の回答選択肢を細分化するとともに、「禁酒者」を区別するための回答選択肢を追加する。
- 保健指導に関する質問項目について、特定保健指導の受診歴を確認する質問に変更する。

健診項目の見直しについて

- 「標準的な健診・保健指導プログラム」の「健診検査項目の保健指導判定値」及び階層化に用いる標準的な数値基準について、食事の影響が大きい中性脂肪に、随時採血時の基準値（175 mg/dl）を追加する。

その他

- 「標準的な健診・保健指導プログラム」において、受診勧奨判定値を超えるレベルの場合に直ちに服薬等の治療が開始されるという誤解を防ぐための注釈等を追加するとともに、健診項目のレベルに応じた対応を示しているフィードバック文例集の構成等についても、活用がより一層進むような見直しを行う。
- 「標準的な健診・保健指導プログラム」に、医療関係者への情報提供を目的とした医療機関持参用文書（案）を掲載し、健診受診者が医療機関を受診する際等に持参・活用できるような見直しを行う。

第4期の見直しの概要（特定保健指導）

令和4年10月12日

第3回 第4期特定健診・特定保健指導の
見直しに関する検討会

参考資料
1-2

成果を重視した特定保健指導の評価体系

- 腹囲2cm・体重2kg減を達成した場合には、保健指導の介入量を問わずに特定保健指導終了とする等、成果が出たことを評価する体系へと見直し。（アウトカム評価の導入）
- 行動変容や腹囲1cm・体重1kg減の成果と、保健指導の介入と合わせて特定保健指導終了とする。保健指導の介入は、時間に比例したポイント設定を見直し、介入1回ごとの評価とする。

特定保健指導の見える化の推進

- 特定保健指導の成果等について見える化をすすめ、保険者等はアウトカムの達成状況の把握や要因の検討等を行い、より質の高い保健指導を対象者に還元する。
- アウトカムの達成状況等について、経年的な成果の達成状況等を把握する。

ICT活用の推進

- 在宅勤務や遠隔地勤務等の多様なニーズに対応することを促進するため、遠隔で行う保健指導については、評価水準や時間設定等は対面と同等とする。
- 保健指導におけるICT活用を推進するため、ICT活用に係る留意点を「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」や「標準的な健診・保健指導プログラム」で示す。

糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて(平成28年4月20日策定。平成31年4月25日改定)

1. 改定の背景

- 呉市等の先行的取組を全国に広げていくためには、各自治体と医療関係者が協働・連携できる体制の整備が必要。
- 国レベルでも支援する観点から、日本医師会・日本糖尿病対策推進会議・厚生労働省の三者で、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定したもの（それに先立ち平成28年3月24日に連携協定締結）
- 日本健康会議の「宣言2」として掲げられている5つの達成要件を達成した市町村や広域連合においても取組の質にはばらつきが見られることから、より効果的・効率的な事業の実施を目指すためには、プログラムの条件における留意点の整理が必要
- 関係者の連携や取組内容等実施上の課題に対応し、更なる推進を目指していくために改定するもの

2. 基本的考え方

- 重症化リスクの高い医療機関未受診者等に対する受診勧奨・保健指導を行い治療につなげるとともに、通院患者のうち重症化リスクの高い者に対して主治医の判断で対象者を選定して保健指導を行い、人工透析等への移行を防止する
その際、CKD対策等、既存の取組を活用し取り組むことも考えられる

3. 関係者の役割

(市町村)

- 庁内体制の整備・地域における課題の分析と情報共有・対策の立案・対策の実施・実施状況の評価・人材確保と育成

(都道府県)

- 庁内体制を整備の上市町村の事業実施状況のフォロー、都道府県レベルで医師会や糖尿病対策推進会議等と取組状況の共有、対応策等について議論、連携協定の締結、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定（改定）、人材育成
- 保健所を活用した取組支援

(広域連合)

- 後期高齢者医療制度と国保の保健事業が一体的に実施されるよう調整するなど、市町村との連携が不可欠
- 広域連合からの委託等により市町村が保健指導を実施する際は、実施支援のための情報提供が重要

(地域における医師会等)

- 都道府県医師会等の関係団体は、郡市区医師会等に対して、国・都道府県における動向等を周知し、必要に応じ助言
- 都道府県医師会等や郡市区医師会等は、都道府県や市町村が取組を行う場合には、会員等に対する周知、かかりつけ医と専門医等との連携強化、保健事業のアドバイザーとして取組を支援するなど、必要な協力を努める

(都道府県糖尿病対策推進会議)

- 国・都道府県の動向について構成団体に周知、医学的・科学的観点からの助言、市町村等との連携の窓口となる責任者を周知するなど、自治体の取組に協力するよう努める
- 地域の住民や患者への啓発、医療従事者への研修に努める

(国保連合会の役割)

- KDBの活用によるデータ分析・技術支援、課題抽出、事業実施後の評価分析などにおいて連携し、取組を支援

4. 地域における関係機関との連携

- 都道府県、市町村において、**あらかじめ医師会や糖尿病対策推進会議等と問題認識を共有し十分協議**の上、推進体制を構築
- **都道府県レベル、二次医療圏等レベルで協議会や検討会を実施する**など、地域の関係者間で顔を合わせ議論することにより連携体制の充実を図る
- 必要に応じて**かかりつけ医と専門医の連携、医科歯科連携**ができる体制をとることが望ましい

5. プログラムの条件

- ① 対象者の抽出基準が明確であること
- ② かかりつけ医と連携した取組であること
- ③ 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること
- ④ 事業の評価を実施すること
- ⑤ 取組の実施に当たり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携（各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など）を図ること

（効果的・効率的な事業を実施するための条件）

- ① **レセプトの請求情報（薬剤や疾患名）も活用**し被保険者の全体像を把握した上で抽出することにより、健診未受診者層等からの抽出が可能
- ② 事業の実施時のみならず企画時や評価時などきめ細かく連携することにより、PDCAサイクルに基づく取組を実施
- ③ **医師・歯科医師・薬剤師等多職種連携による取組**を行うことにより保健指導の質の向上につながる
- ④ **アウトカム指標（特定健診結果の値や人工透析新規導入患者数の変化等）を用いた事業評価**を行うことにより、重症化予防効果等の測定が可能
- ⑤ **情報提供のみならず専門的助言を受け、更に事業へ反映**することにより取組の質の向上へとつながる

6. 取組方策

- ・ 体制整備（庁内連携、地域連携）
- ・ 事業計画
- ・ 事業実施
- ・ 事業評価、**改善（次年度事業の修正）**

7. 対象者選定 ※取組内容については地域の実情に応じ優先順位を意識し柔軟に対応

- ① **健診データ・レセプトデータ**等を活用したハイリスク者の抽出
- ② **医療機関における糖尿病治療中の者からの抽出**
※生活習慣改善が困難な方・治療を中断しがちな患者等から医師が判断
- ③ **治療中断かつ健診未受診者**の抽出

8. 介入方法 ※取組内容については地域の実情に応じ優先順位を意識し柔軟に対応

- ① **受診勧奨**：手紙送付、電話、個別面談、戸別訪問等
 - ② **保健指導**：電話等による指導、個別面談、訪問指導、集団指導等
- ※ 受診勧奨、保健指導等の保健事業については外部委託が可能

9. 評価

- 関係者と共に、**中長期的な視点**をもった事業評価を行い、今後の事業の取組を見直すなど、**PDCAサイクル**を回すことが重要

10. 個人情報の取扱い

- 取組に当たっては、基本情報に加え**健診データやレセプトデータ等個人情報**を活用することから、**取扱いに留意する必要がある**

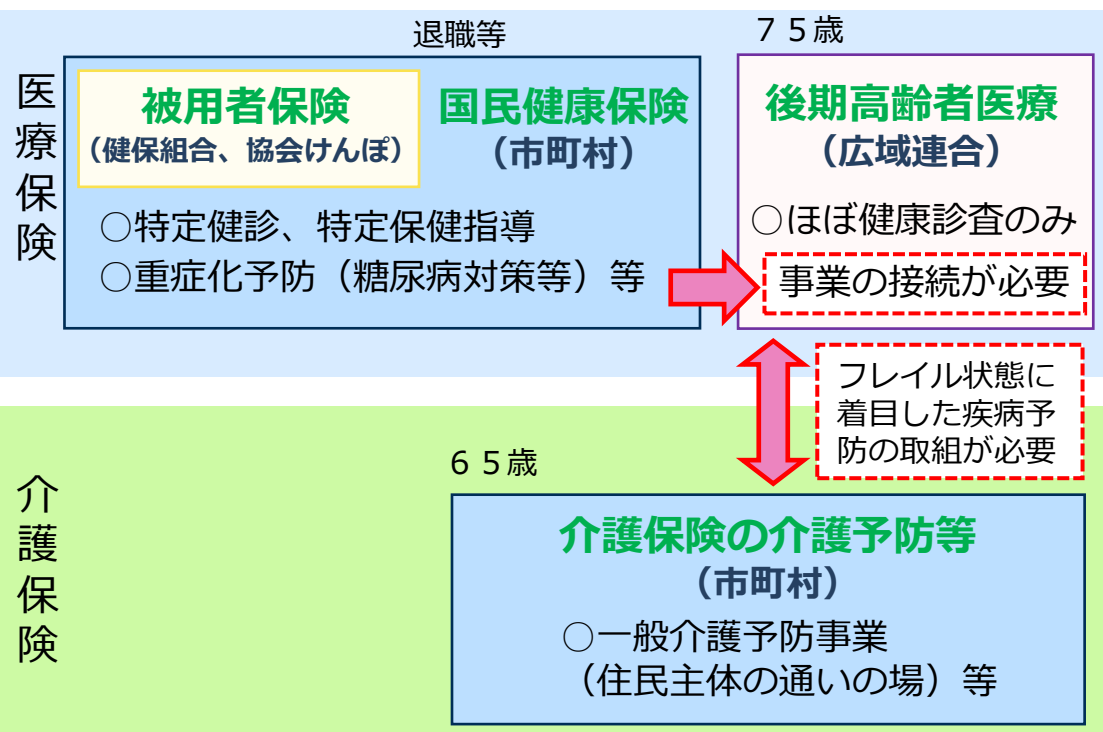
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- 広域連合が**高齢者保健事業を国民健康保険保健事業及び介護予防の取組と一体的に実施する取組**が**令和2年4月から開始**された。
- 広域連合は、その実施を**構成市町村に委託**することができる。

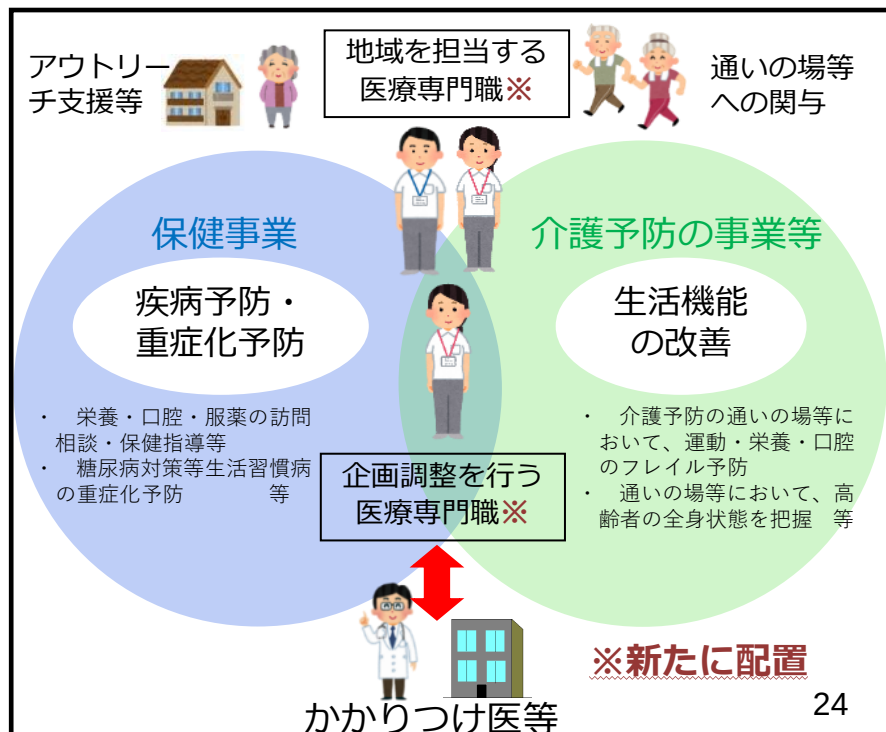
- 令和4年度の実施済みの市町村は **1,072市町村**、全体の**約62%**
- 令和6年度には **1,667市町村**、全体の**約96%**の市町村で実施の目途が立っている状況。
- 令和6年度までに全ての市町村において一体的な実施を展開することを目指す。

一体的実施実施状況調査（令和4年11月時点）

▼保健事業と介護予防の現状と課題

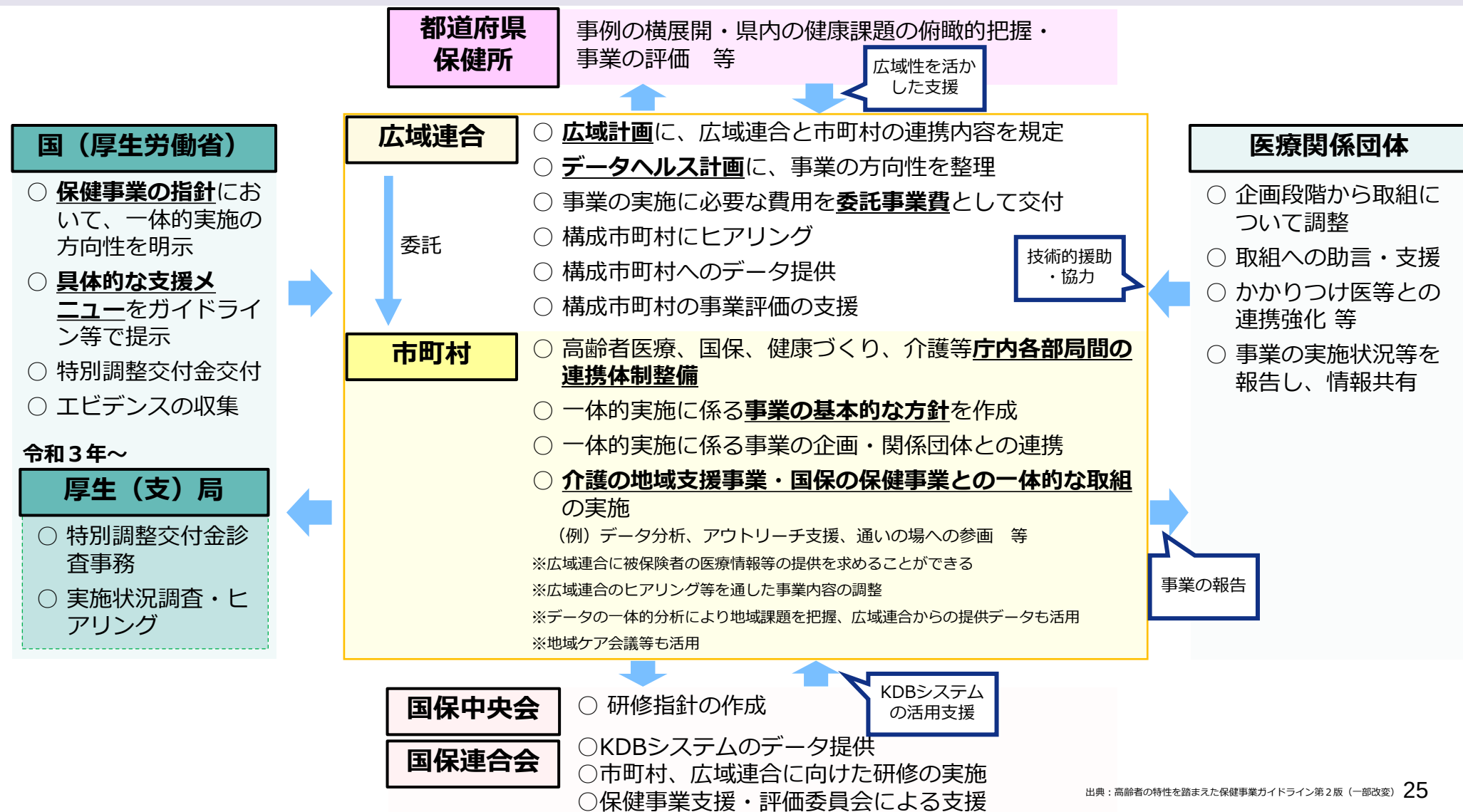


▼一体的実施イメージ図



一体的実施の推進に向けた体制整備

- 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業について、広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。



医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会

【開催趣旨】

我が国の医療水準の維持・向上のため、革新的な医薬品や医療ニーズの高い医薬品の日本への早期上市や医薬品の安定的な供給を図る観点から、現状の課題を踏まえ、流通、薬価制度、産業構造の検証など幅広い議論を行う必要があるため、医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会を開催する。

【構成員】

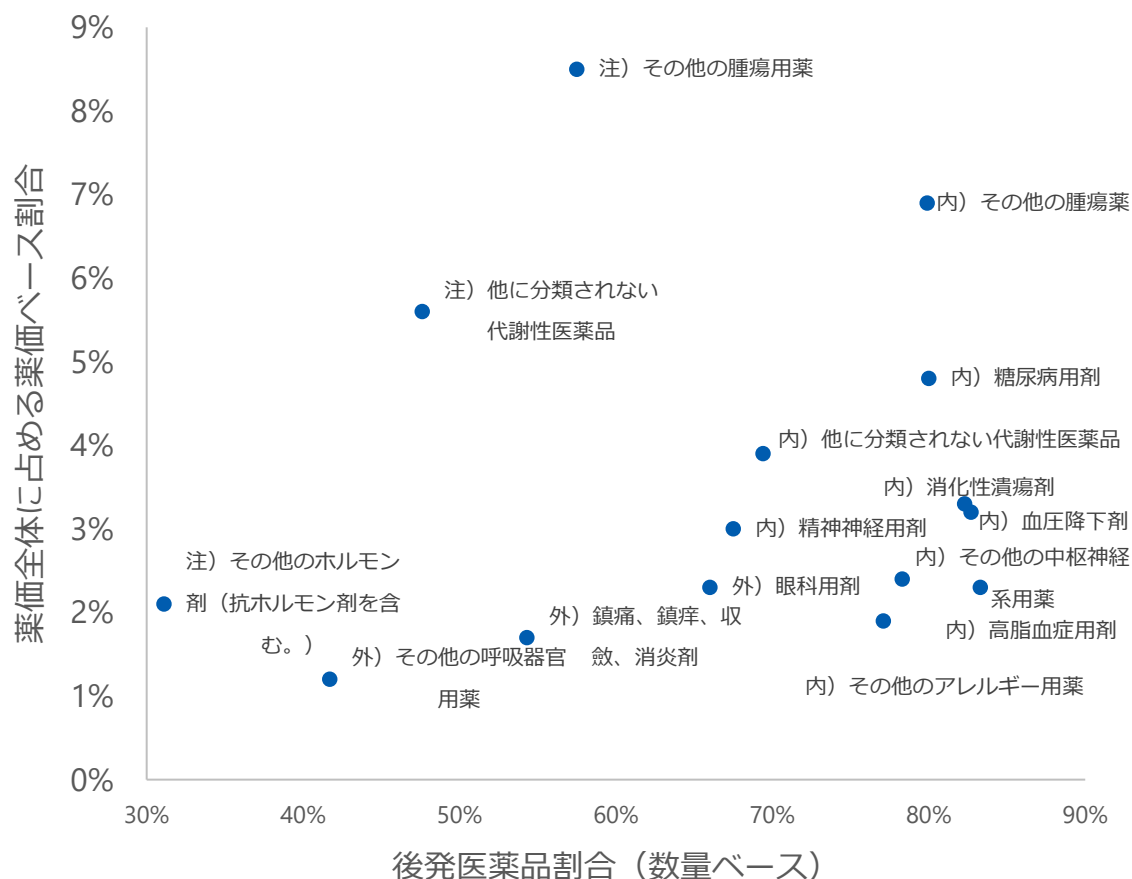
令和5年6月6日現在

氏 名	現 職
芦田耕一	株式会社INCI執行役員ベンチャー・グロース投資グループ共同グループ長
井上光太郎	東京工業大学工学院院长
遠藤久夫	学習院大学経済学部教授
小黒一正	法政大学経済学部教授
香取照幸	兵庫県立大学大学院社会科学研究科特任教授
川原文貴	株式会社川原経営総合センター代表取締役社長
坂巻弘之	神奈川県立保健福祉大学大学院教授
菅原琢磨	法政大学経済学部教授
成川衛	北里大学薬学部教授
堀真奈美	東海大学健康学部・健康マネジメント学科教授
三浦俊彦	中央大学商学部教授
三村優美子	青山学院大学名誉教授

(計12名、氏名五十音順)

主要薬効別の後発医薬品の置き換えの状況

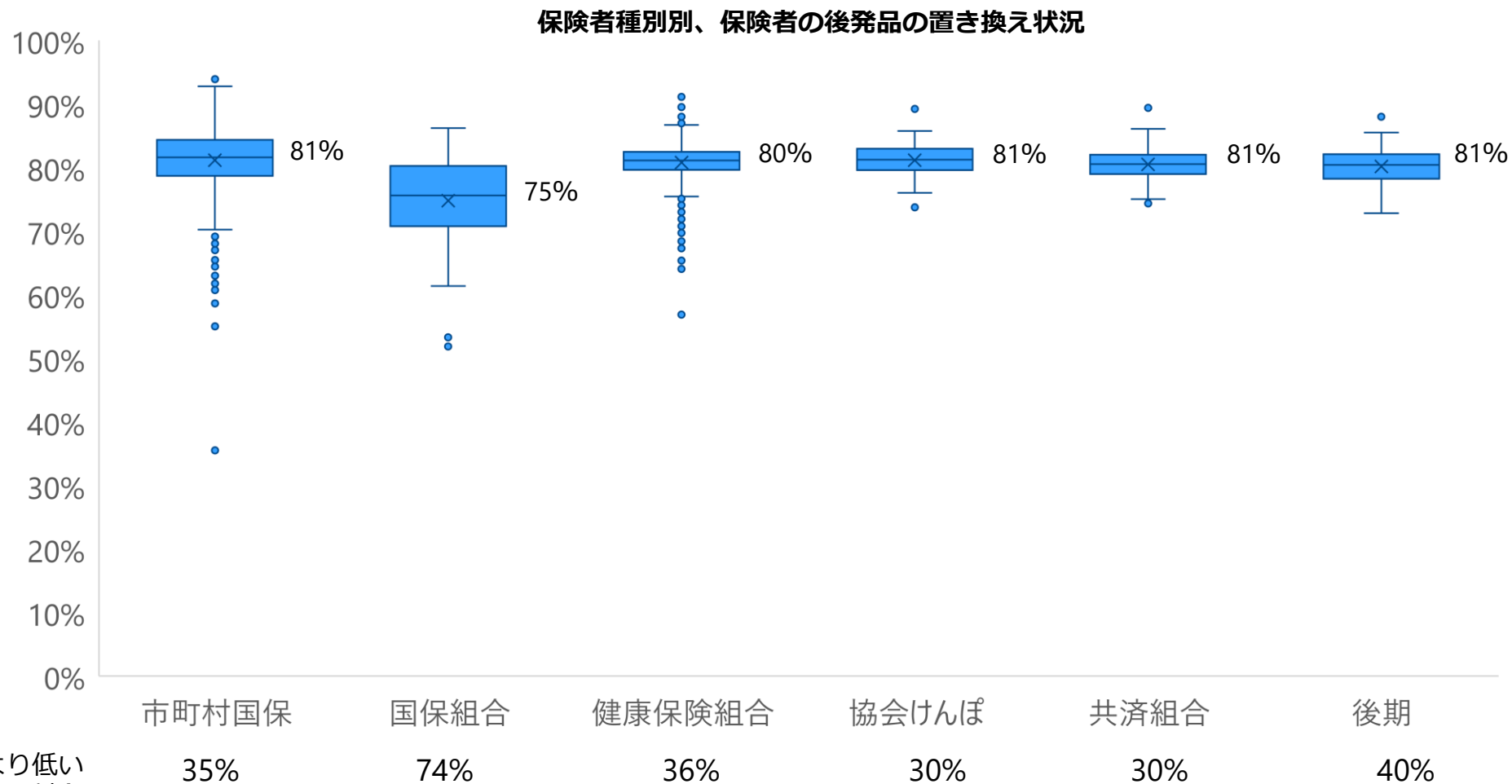
○主要薬効別の使用割合



出典：令和3年医薬品価格調査

保険者別の後発医薬品置き換えの状況

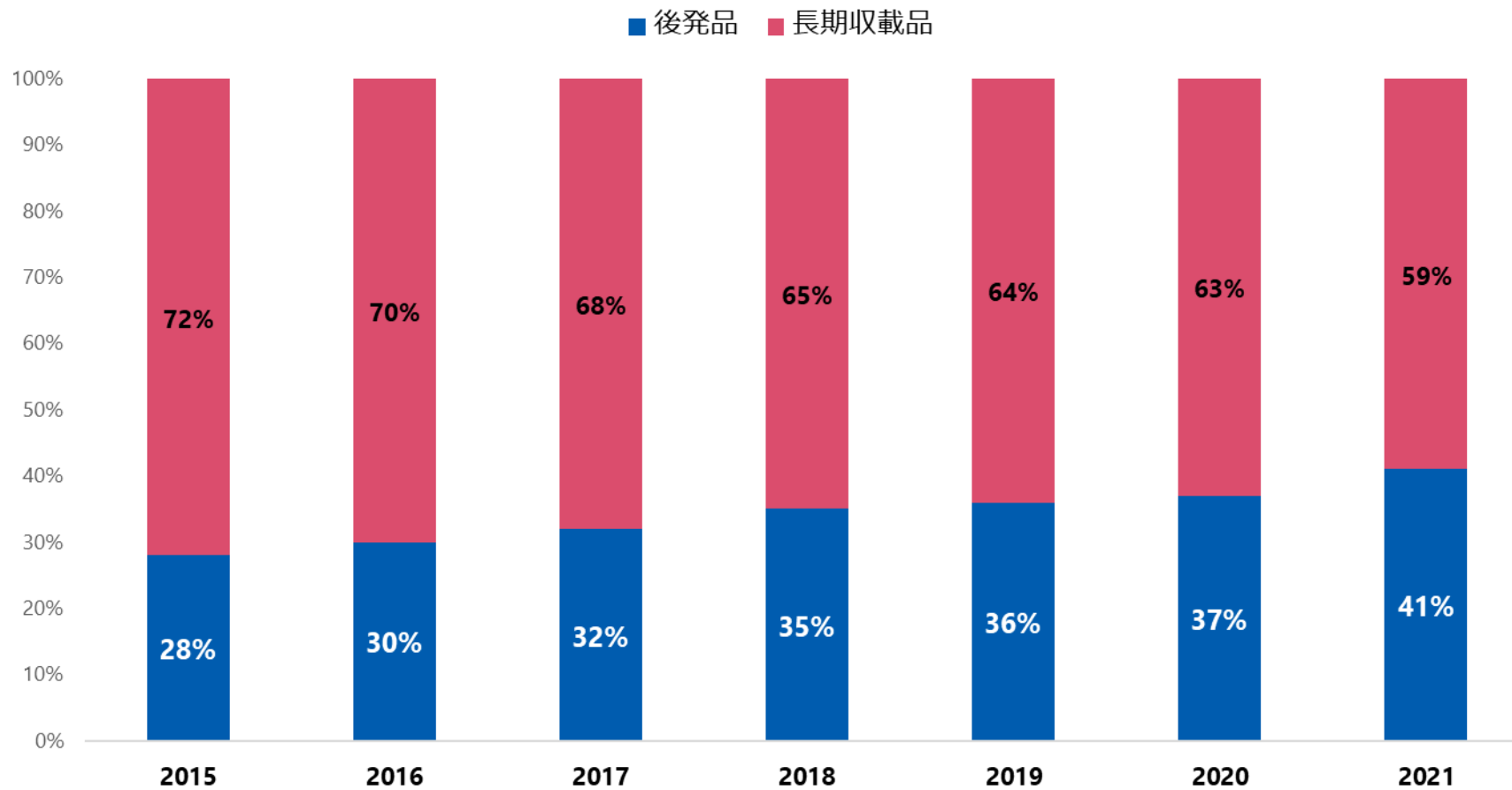
保険者種別や同一保険者種別の数量ベースの割合にもばらつきがあり、80%未達の保険者が存在



80%より低い
保険者の割合

後発品の金額シェアの現状

- 後発医薬品の金額シェアはやや上昇傾向にあるものの、さらなる改善の余地がある。



改革工程表2022の記載

バイオシミラーに係る新たな目標を踏まえ、利用促進のための具体的な方策を検討する。

◆バイオシミラーに係る新たな目標について

【これまでの取組】

○バイオシミラーの普及促進にあたっては、医療関係者や保険者を含めた多様な主体と連携しながら取組を進めることが必要であり、その方向性や基準を明確にするため、数値目標を設定することとしたもの。

○目標については、

- ・定量的でできる限りシンプルな進捗状況の指標であるとともに、医療現場等の関係者がそれぞれの取り組みに活用できる指標とすることが望ましく、まずは数量ベースの目標が適切であること
- ・医療費適正化計画（2024年度～2029年度）といった他の政策と連動できることが適切であること
- ・バイオシミラーは、現時点で保険収載されている成分はわずか16成分であり、市場規模が十分に大きくなく、新たに保険収載されたバイオシミラーの市場規模によっては、全体の置換率が大きく低下する等の影響を受けること

等を踏まえ、

2029年度末までに、バイオシミラーに80%※1以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%※2以上にすることを目指すこととした。

※1 数量ベース ※2 成分数ベース



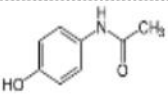
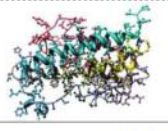
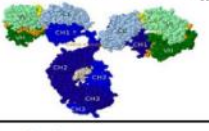
【今後の取組】

- ・成分毎の使用促進策については、令和5年度「バイオ後続品の普及啓発に係る調査等事業」の中で実態調査等を行い、その結果を踏まえて具体化するとともに実施に向けた対応を進めていく。
- ・引き続き、バイオシミラーの普及を着実に促進する観点から、その目標の達成に向け、更なる取組を進める。

バイオ医薬品の特徴

バイオ医薬品とは、**遺伝子組換え技術や細胞培養技術等**を応用して、**微生物や細胞が持つタンパク質（ホルモン、酵素、抗体等）**等を作る力を利用して製造される医薬品。

例：インスリン（糖尿病治療薬）
インターフェロン（C型肝炎治療薬）
リツキシマブ（抗がん剤等）

	一般的な医薬品	バイオ医薬品	
大きさ (分子量)	100~	約1万~ (ホルモン等)	約10万~ (抗体)
大きさ・複雑さ (イメージ)			
製造法 (イメージ)	化学合成 	微生物や細胞の中で合成  抗体等の遺伝子	
生産	安定	不安定（微生物や細胞の状態で生産物が変わり得る。）	

バイオ後続品（バイオシミラー）

- 薬事承認において、後発医薬品は、先発医薬品との有効成分の同一性や血中濃度推移で評価される。
- バイオシミラーでは、複雑な構造、不安定性等の品質特性から、**先行バイオ医薬品との有効成分の同一性等の検証が困難**。
- そのため、品質の類似性に加え、臨床試験等によって、先行バイオ医薬品と**同じ効能・効果、用法・用量で使える（＝同等／同質である）**ことを検証している。

	後発医薬品	バイオシミラー
先発品／先行医薬品	化学合成医薬品	バイオ医薬品
後発品に求められる条件 (有効成分の品質特性)	有効成分、成分量等が 先発品と同一である	品質・有効性等が 先行バイオ医薬品と 同等/同質である
開発上重要なポイント	主に製剤	主に原薬
臨床試験	生物学的同等性試験に よる評価が基本	同等性/同質性を 評価する治験が必要
製造販売後調査	原則 実施しない	原則 実施する

バイオシミラーの品目一覧と置換え状況

令和5年4月28日

経済・財政一体改革推進委員会
第46回 社会保障WG

資料1

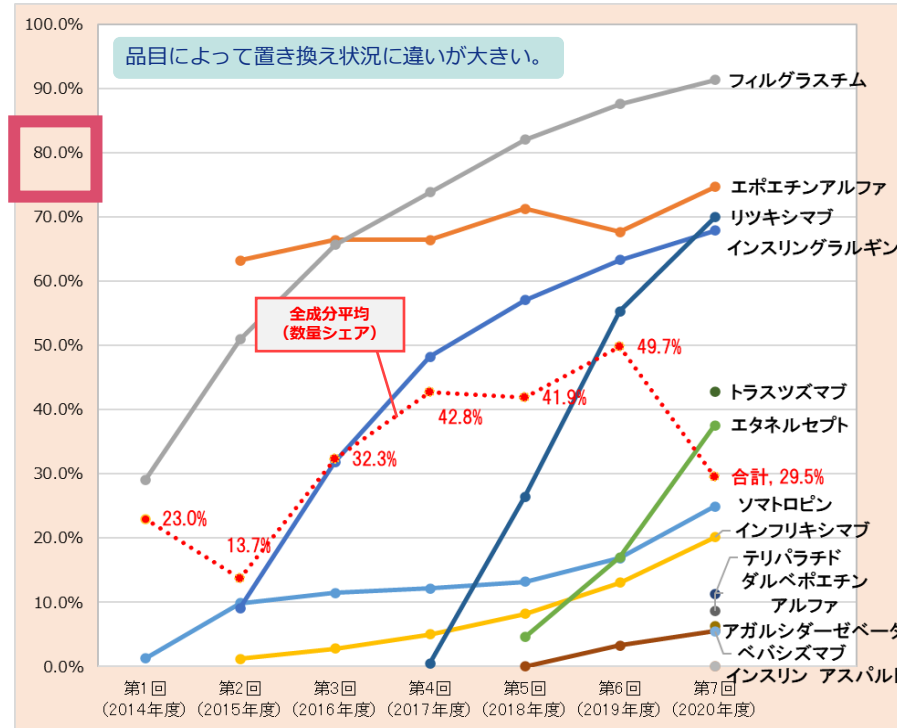
バイオシミラー品目一覧

上段：販売名（主な効能）
下段：製造販売業者名

発売日
(初発)

1	ソマトロピンBS（先天性の低身長症の治療） (サンド)	2009.9
2	エポエチンアルファBS注（透析施行中の腎性貧血の改善） (JCRファーマ)	2010.5
3	フィルグラスチムBS注（がん化学療法による好中球減少症） (富士製薬、持田製薬、日医工、日本化薬)	2013.5
4	インフリキシマブBS点滴静注（関節リウマチの治療） (日本化薬、セルトリオン、あゆみ製薬、日医工、ファイザー)	2014.11
5	インスリングルアルギンBS注（糖尿病の治療） (日本イーライリリー、富士フイルム)	2015.8
6	リツキシマブBS点滴静注（B細胞性非ホジキンリンパ腫の治療） (サンド、ファイザー)	2018.1
7	エタネルセプトBS皮下注（関節リウマチの治療） (持田製薬、陽進堂、日医工)	2018.5
8	トラスツマブBS点滴静注用（胃がんの治療） (セルトリオン、日本化薬、第一三共、ファイザー)	2018.8
9	アガルシダーゼ ベータBS点滴静注用（ファブリー病の治療） (JCRファーマ)	2018.11
10	ペバシズマブBS点滴静注（悪性腫瘍の治療） (ファイザー、第一三共、日医工、日本化薬)	2019.12
11	ダルベポエチンアルファBS注（貧血の治療） (JCRファーマ、三和、マイラン)	2019.11
12	テリパラチドBS皮下注（骨粗鬆症の治療） (持田製薬)	2019.11
13	インスリンリスプロBS注（糖尿病の治療） (サノフィ)	2020.6
14	アダリムマブBS皮下注（関節リウマチの治療） (協和キリン富士フイルム、第一三共、持田製薬)	2021.2
15	インスリンアスパルトBS注（糖尿病の治療） (サノフィ)	2021.5
16	ラニズマブBS（眼科用製剤） (千寿製薬)	2021.12

バイオシミラーの置換え状況



出所：厚生労働省「NDBオープンデータ」をもとに作成(件数)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177221_00002.html

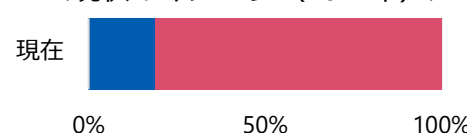
注：NDBオープンデータには、DPCを始めとする薬剤費が包括して算定される場合は、データに含まれないため、フィルグラスチム、EPOについては低めの推計値となっている。インスリン アスパルト、ラニズマブについては、バイオシミラー数量が「0」のため、合計値の計算からのぞいた。ソマトロピン は、ジェノロピンに対するシェア。インスリングルアルギンの先行品に「ラタスXR」は含まない。ダルベポエチン アルファにはジェネリックを含まない。

坂巻 弘之：日本のバイオシミラーのサステナビリティを考える。国際医薬品情報No.1221 p.10-15, 2023年3月13日号

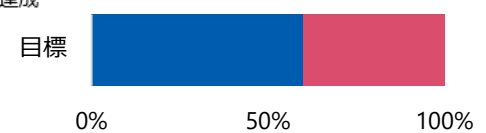
厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課にて一部改変

バイオシミラーの置換えイメージ

<現状のイメージ (2021年)>



<目標のイメージ (2029年)>



厚生労働省「医薬品価格調査」に基づき、バイオシミラーに数量ベースで80%以上置き換わった成分数を全体の成分数で割ったもの。現状(2021年度)では、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数は18.8%(=3成分/16成分)、バイオシミラーの市場規模は約755億円。

高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）

- ・ 高齢者の薬物療法の適正化（薬物有害事象の回避、服薬アドヒアランスの改善、過少医療の回避）を目指す。
- ・ 高齢者の特徴に配慮したより良い薬物療法を実践するための基本的留意事項をまとめたガイダンス。
- ・ 診療や処方の際の参考情報を提供することを意図して高齢者医薬品適正使用検討会で作成。
- ・ 65歳以上の患者を対象としながら、特に平均的な服用薬剤の種類が増加する75歳以上の高齢者に重点。

高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）

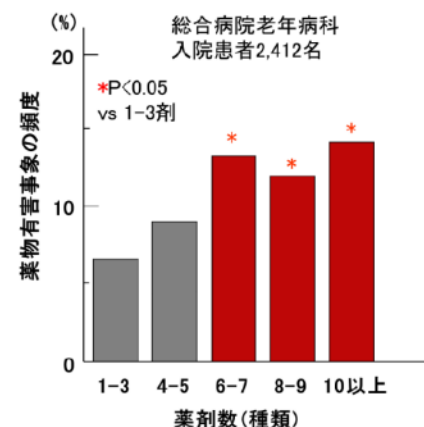
はじめに

1. ポリファーマシーの概念
2. 多剤服用の現状
3. 薬剤見直しの基本的な考え方及びフローチャート
4. 多剤服用時に注意する有害事象と診断、処方見直しのきっかけ
5. 多剤服用の対策としての高齢者への薬物投与の留意事項
6. 服薬支援
7. 多職種・医療機関及び地域での協働
8. 国民的理解の醸成

別添 高齢者で汎用される薬剤の基本的な留意点等

※ 平成30年5月29日通知発出「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）について」

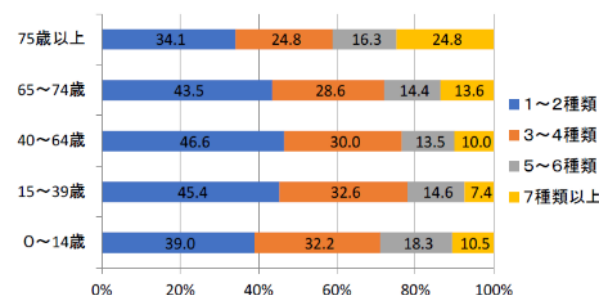
図1 服用薬剤数と薬物有害事象の頻度



(高齢者の安全な薬物療法ガイドライン2015（日本老年医学会）より改変引用)



図2 同一の保険薬局で調剤された薬剤種類数(／月)
(平成28年社会医療診療行為別統計)



高齢者医薬品安全使用推進事業・高齢者医薬品適正使用検討会の今後の取組みの方向性について

高齢者においては、複数の併存疾患を治療するための医薬品を多数服用することによって、多剤服用による害を生じる「ポリファーマシー」に陥りやすい状況にある。

そこで、「高齢者医薬品適正使用検討会」を開催し、多剤併用時の適正使用情報（重篤副作用の発見・対処、薬剤選択情報（推奨薬と安全性））を中心に、有害事象回避のための処方見直し等の具体的な方法について定めた指針の策定、アップデートを行うとともに適正使用情報を効果的に周知する方法等について検討を行っている。

これまでの事業内容

- 平成30年度 **指針策定**
- 令和元年度 **療養環境別の指針**を策定
- 令和2年度 **「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」（業務手順書）**の策定
- 令和3年度 指針・業務手順書を特定の病院で実際に運用し、**有効性の検証・課題の抽出**
- 令和4年度 令和3年度の延長で地域（病院、薬局、介護施設等）で実際に運用し、**有効性の検証・課題の抽出**

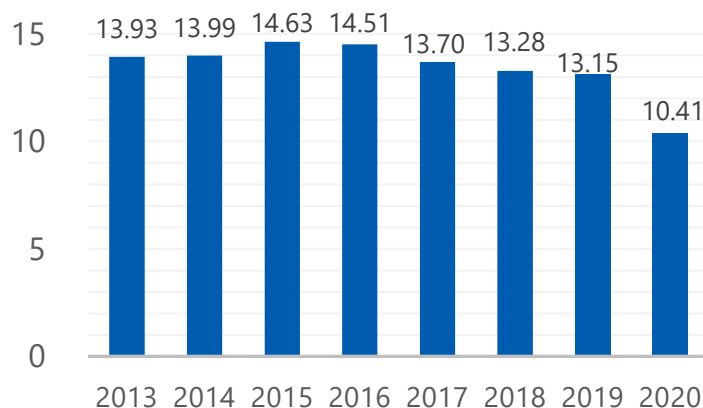
令和5年度

- ポリファーマシー対策状況のアンケート調査（好事例の抽出等）
- 令和3、4年度事業の成果を踏まえた指針及び業務手順書の見直しを実施
 - 外部有識者により構成されるWGを運営し、改訂案の作成
 - 高齢者医薬品適正使用検討会において、改訂案の実効性について検討
 - 改訂した指針及び業務手順書の周知

効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療 (抗菌薬適正使用の取組)

- 効果が乏しいというエビデンスがある医療については知見が集積されてきている。こうした医療サービスの提供状況について、地域ごとに都道府県、医療関係者、保険者などが把握・検討を行い、これを踏まえて必要な適正化に向けた取組を進めることは重要。他方、こうした医療サービスは、個別の診療行為としては医師の判断に基づき必要な場合があることには留意が必要。
- 例えば、急性気道感染症や急性下痢症の治療における抗微生物薬の使用については、AMRアクションプランや「抗微生物薬適正使用の手引き」の策定等の関係者の取組を通じて、使用量が減少してきている。

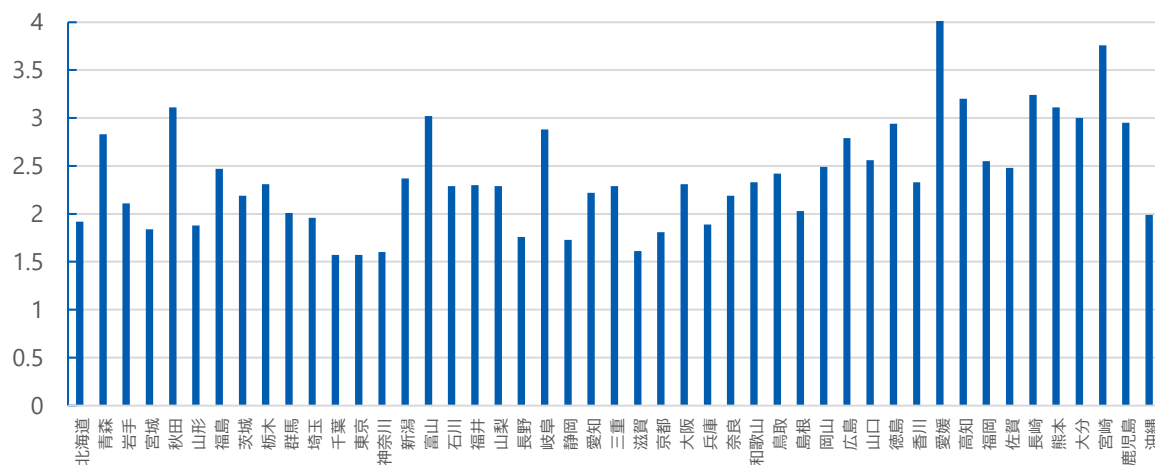
抗菌薬の使用動向 (DID)



※経口および注射用抗菌薬合計

出典：薬剤耐性ワンヘルス動向調査年次報告書2021

都道府県ごとの抗菌薬使用状況 (DID)



※15歳未満の第3世代セファロスポリン系のデータ

出典：薬剤耐性 (AMR) ワンヘルスプラットフォーム

※DID(DDDs per 1,000 inhabitants per day)：人口や抗菌薬毎の使用量の差を補正するため、抗菌薬の使用量を1000住民・1日あたりの標準的な使用量で指標化したもの。

抗菌薬適正使用の取組

抗菌薬の適正使用の取組は、AMRリファレンスセンターが作成する資材等を活用した国民向けの啓発や、保険者がレセプトデータ等を用いた地域ごとの動向調査を調査し、医療関係者と協働して必要な取組を行うことが考えられる。



AMRリファレンスセンターでは、一般向けの啓発用資材としてポスターやリーフレットが公開されている。

<https://amr.ncgm.go.jp/materials/>

現在、販売量及び診療明細情報を用いた抗微生物薬使用量（AMU）に関する入院・外来での監視を実施している。この調査結果から、**抗微生物薬の使用は、病院以上に診療所での処方が多くを占めている実態が明らかとなった。**なかでも処方の9割を外来が占めており、**上気道感染症や下痢症といった本来抗菌薬が不要と考えられる疾患に多くが使用されていることが明らかになってきた。**適正使用の更なる推進のためには、多くの処方なされている診療所を対象とする動向調査を実施することが重要となる。

薬剤耐性（AMR）アクションプラン 2023-2027（抜粋）

協会けんぽでは、支部においてレセプトデータを活用して、抗菌薬の使用実態を調査している。医療関係者と共同して、地域ごとに必要な取組を行うことが考えられる。

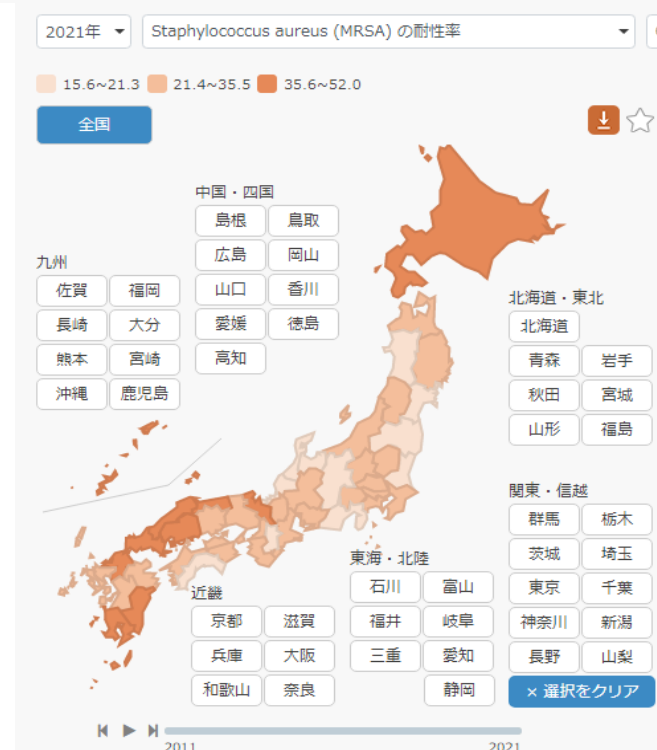
外来診療における抗菌薬使用動向

		DDDs指標			DOTs指標		
		2013	2018	2013→2018変化	2013	2018	2013→2018変化
全体	静岡県全体	67.32	38.34	-43.0%	92.65	53.46	-42.3%
	3歳未満	41.72	23.43	-43.8%	169.03	93.78	-44.5%
年代別	15歳未満	62.30	42.12	-32.4%	127.93	79.31	-38.0%
	15歳以上	75.21	43.58	-42.0%	92.48	56.96	-38.4%
疾病別	急性鼻咽頭炎	21.27	17.34	-18.5%	42.10	28.75	-31.7%
	急性副鼻腔炎	21.45	15.39	-28.2%	65.42	37.14	-43.2%
	急性咽頭炎・急性扁桃炎	37.60	27.83	-26.0%	62.62	42.40	-32.3%
	急性気管支炎	32.66	22.11	-32.3%	50.96	31.10	-39.0%

薬剤耐性（AMR）ワンヘルスプラットフォーム

- 国立国際医療研究センター病院 AMR臨床リファレンスセンターは、世界的に脅威となっている薬剤耐性（AMR）対策の取り組みのひとつとして、『薬剤耐性（AMR）ワンヘルスプラットフォーム』を2019年10月7日からウェブ上で公開。ヒト・動物・環境分野における薬剤耐性菌の耐性率・抗菌薬（抗生物質）使用量などのデータを集約し、都道府県別、経年別等に集計した情報を表示。
- 必要な情報を自由に選択し、地図やグラフで視覚的にわかりやすく見ることができるので、都道府県間の比較や経年的な変化などを確認等が可能。

ヒト 薬剤耐性菌（病院） Staphylococcus aureus (MRSA) の耐性率



ヒト 抗菌薬 全抗菌薬使用量（DID・抗菌薬別）



● 選択地域情報 ○ 地域比較 ○ 傾向 ☒ 選択地域合算

選択地域情報

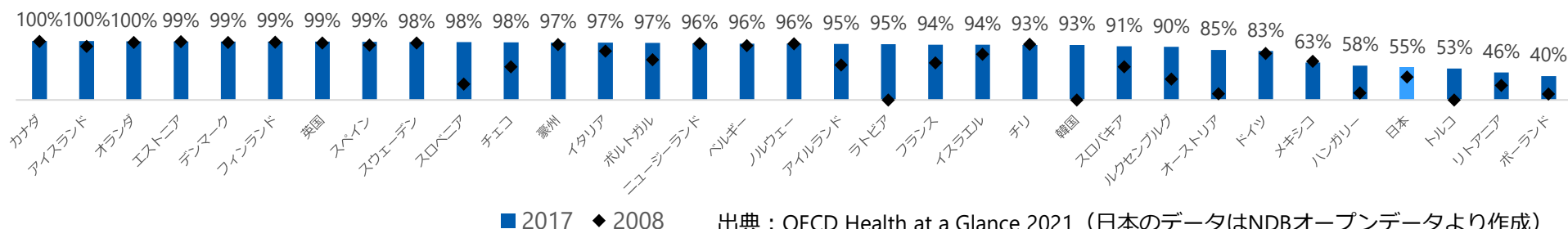
抗菌薬	報告数 (件)	耐性率 (%)	全国耐性率 (%)	全国における選択地域の位置	最小値 (%)
PCG	1414	73.6	68.4		73.6
SBT/ABPC	1107	1.9	5.0		1.9
CVA/AMPC	384	47.4	24.8		47.4
CEZ	1437	14.6	14.8		14.6
IPM/CS	1427	10.5	10.0		10.5
MEPM	563	10.5	9.9		10.5
MPIPC	1396	50.2	41.7		50.2
CFX	208	41.8	40.7		41.8
GM	1402	15.0	23.5		15.0
LVFX	1460	53.3	46.2		53.3
VCM	1412	0.0	0.0		0.0
TEIC	1412	0.0	0.0		0.0
DAP	417	0.0	0.0		0.0
LZD	1362	0.0	0.0		0.0
EM	1436	45.5	44.1		45.5
MINO	1451	7.1	7.8		7.1
ST	1082	0.3	0.4		0.3
CLDM	1463	14.6	14.7		14.6

都道府県や年別に標準化された抗菌薬の種類別の抗菌薬の使用量や薬剤耐性菌の発生状況、感染症の罹患率等のデータが公表されている。
<https://amr-onehealth-platform.ncgm.go.jp/home>

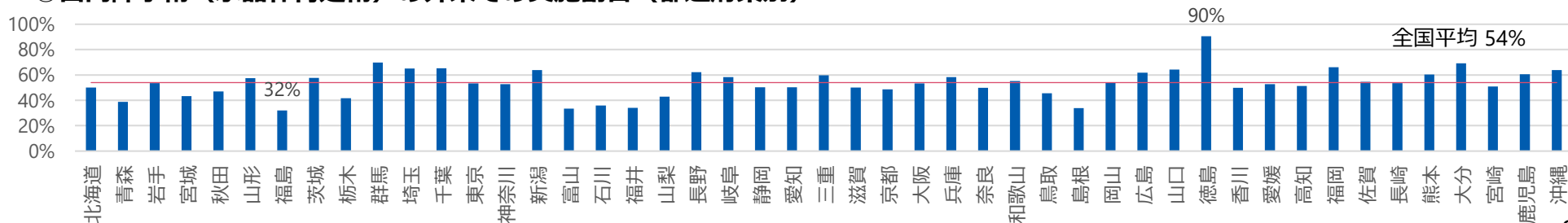
医療資源の投入量に地域差がある医療 (1)白内障手術

- 医療資源の投入量は地域ごとに様々であり、他地域と比較して多くの資源が投入されている医療サービスについて、地域ごとに都道府県、医療関係者、保険者などが把握・検討を行い、これを踏まえて必要な適正化に向けた取組を進めることは重要。他方、医療サービスの提供は、患者の状態を踏まえた医師の判断及び患者の合意によりなされるものであり、一概に減少させればよいわけではない点には留意が必要。
- 白内障の手術については、OECDにより、多くの国で90%以上が外来で実施されている一方で、一部の国では外来での実施割合が低いことが指摘されている。外来での実施は、医療資源の節約だけでなく、在院期間の短縮によるCOVID-19に曝露されるリスクの減少など患者安全にも寄与するとされている。
- 日本での白内障手術については、外来の実施割合は54%であり、都道府県ごとに実施状況は様々である。

○白内障手術の外来実施割合（OECD加盟国及び日本）



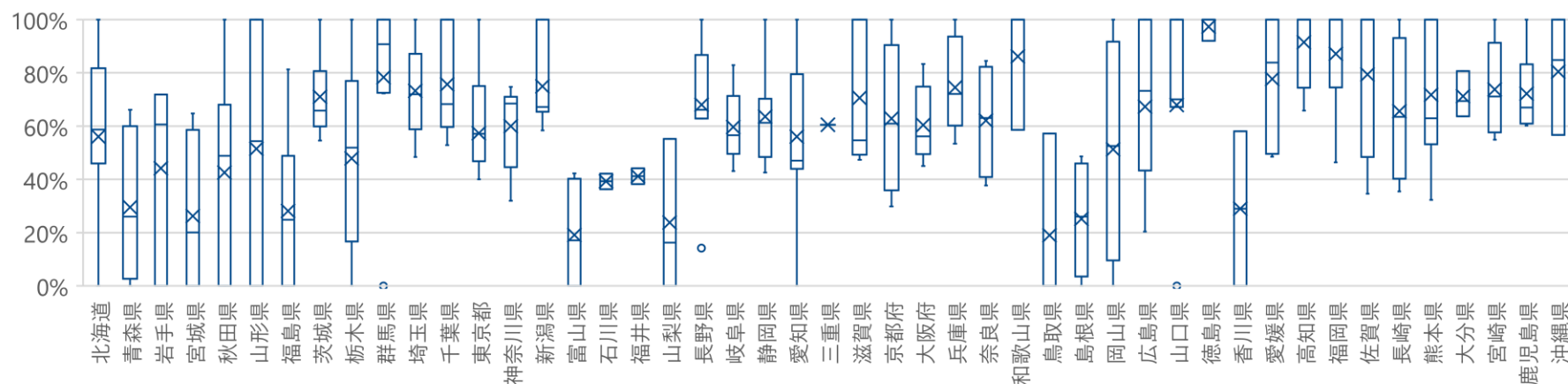
○白内障手術（水晶体再建術）の外来での実施割合（都道府県別）



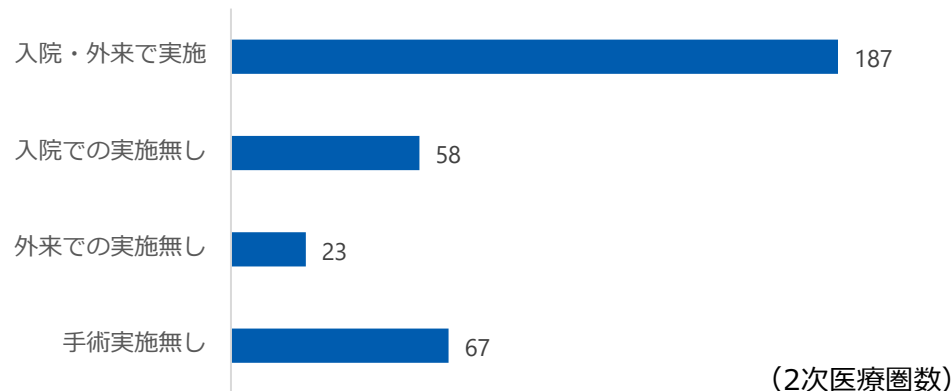
医療資源の投入量に地域差がある医療 (1)白内障手術 (二次医療圏の状況)

都道府県内でも二次医療圏ごとに医療サービスの提供状況についてはのばらつきがある。外来または入院での手術の実施実績が医療圏内にない場合等もあり、必要に応じて、適切な治療にアクセスできる施設の整備や医療圏をまたいだ受診環境の整備等が必要等も考えられる。

二次医療圏ごとの外来での実施割合



二次医療圏ごとの白内障手術実施の状況



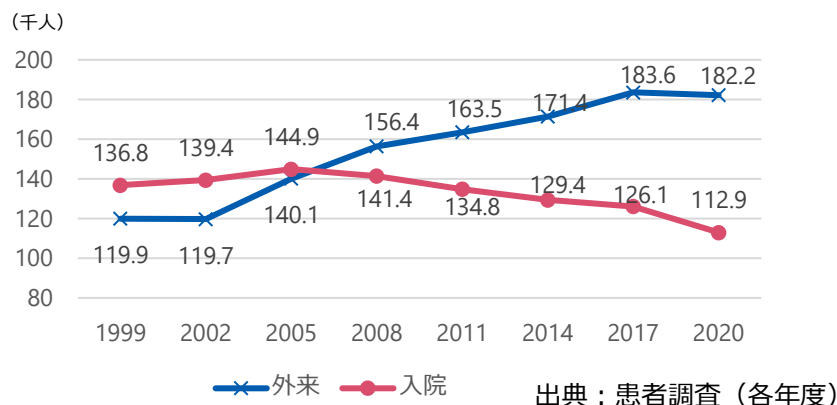
同一都道府県においても、二次医療圏ごとで実施状況にはばらつきがある【上図】

二次医療圏によっては、手術の実施がない医療圏や外来での実施がない医療圏が存在【左図】

医療資源の投入量に地域差がある医療 (2)化学療法

- がんの化学療法についても、諸外国では外来での実施が基本とされている。質の高い新薬開発の恩恵等により、日本でも副作用のコントロールをしつつ、外来で治療を行うケースが増えているが、入院で化学療法を実施するケースが一定存在する。

○悪性新生物（腫瘍）の入院患者・外来患者数の推移



○諸外国の状況

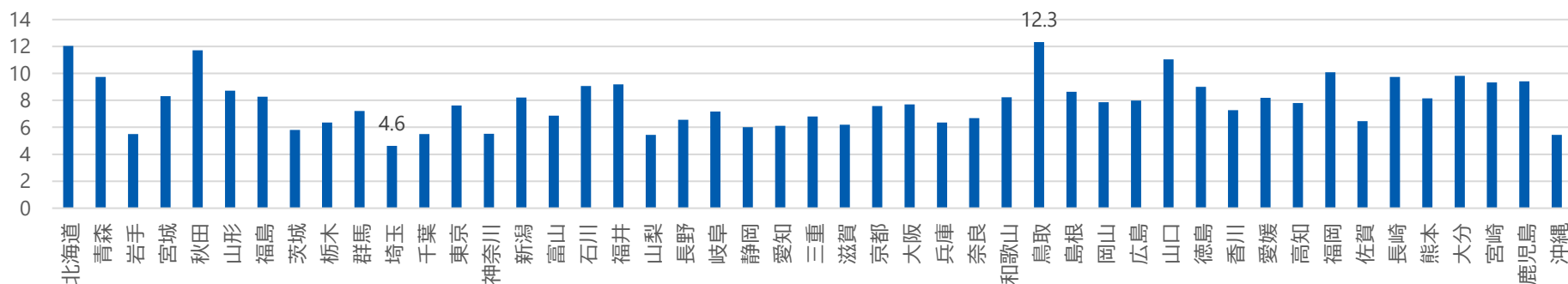
【ASCO（アメリカ臨床腫瘍学会）】

- 治療期間はさまざまな要因で決定される。数分～数時間の治療があれば、持続注入化学療法と呼ばれる数日～数週間となるものもある。治療のために病院や診療所に泊まる必要はない。代わりに薬物は持ち運び可能な小さなポンプから注入される。

【Canadian Cancer Society（カナダがん学会）】

- ほとんどの化学療法は外来で行われ、診療所や病院で泊まる必要はない。24時間以上にわたり治療が行われる場合は病院に泊まる必要がある場合もある。一部では、化学療法を導入する場合、副作用を観察するため病院に泊まることもある。

○人口千人当たりの入院での化学療法の件数



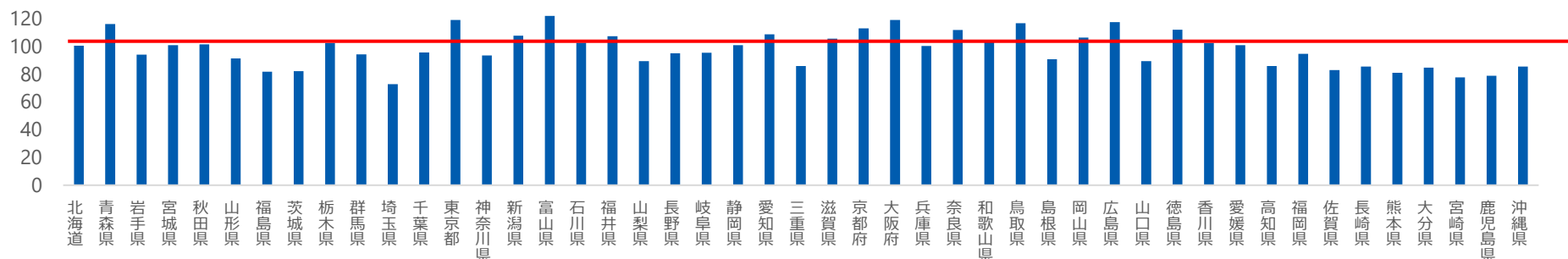
※ 年齢構成は未調整

出典：化学療法の件数はDPCデータ、人口は人口推計（2019年）

医療資源の投入量に地域差がある医療 (2)化学療法 医療資源の地域差

治療を専門的に実施する医師数もばらつきがあるなど、医療資源投入量の地域差の要因は様々考えられる。外来での化学療法を実施できる専門医等の専門職や、治療を実施する施設を充足させることが必要な場合がある。

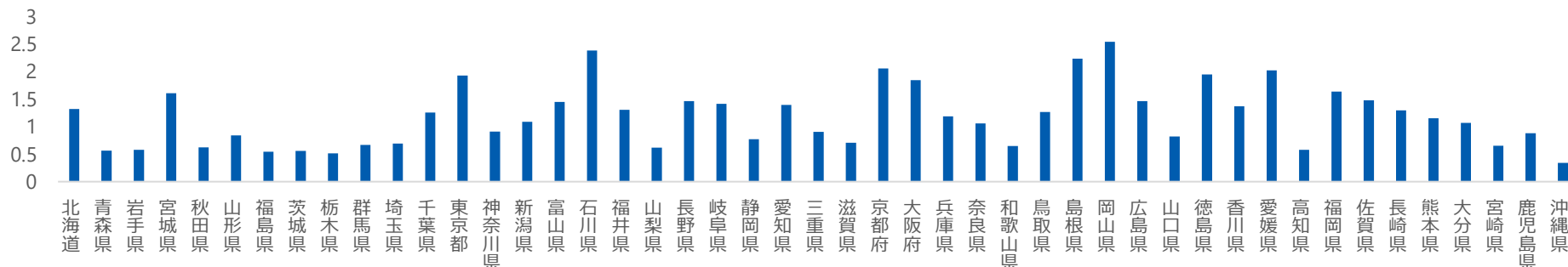
外来化学療法加算（※1）の算定回数の地域差（※2）



- （※1）「外来化学療法加算」は、外来化学療法を適切に実施するための設備や人員を有した施設が、外来で化学療法を実施した場合に算定する診療報酬。
算定するためには、がん治療に必要な外来化学療法室、緊急時に対応出来る人員の体制、適切な治療内容を設定するためのがんの化学療法を専門に行う医師等の整備が必要。
- （※2）SCR（Standardized Claim data Ratio）
全国の性・年齢階級別レセプト出現率を対象地域の性・年齢階級別人口に当てはめた場合に期待されるレセプト件数を100とし、それと実際のレセプト件数を比較したもの。
性・年齢構成の異なる地域間の比較に用いられ、SCRが100以上の場合、該当するレセプト件数が全国平均よりも多いとされる。

出典：NDBデータ（2019年度）

人口あたりのがん薬物療法専門医数



日本臨床腫瘍学会HPより作成

がん薬物療法専門医は日本臨床腫瘍学会が認定する専門医であり、今後、日本専門医機構の制度下において腫瘍内科専門医へ移行予定。
ほかにも、血液内科専門医等臓器別の専門医により化学療法を実施されている。

2 - ①. 高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供： 医療と介護の複合ニーズの一層の高まり

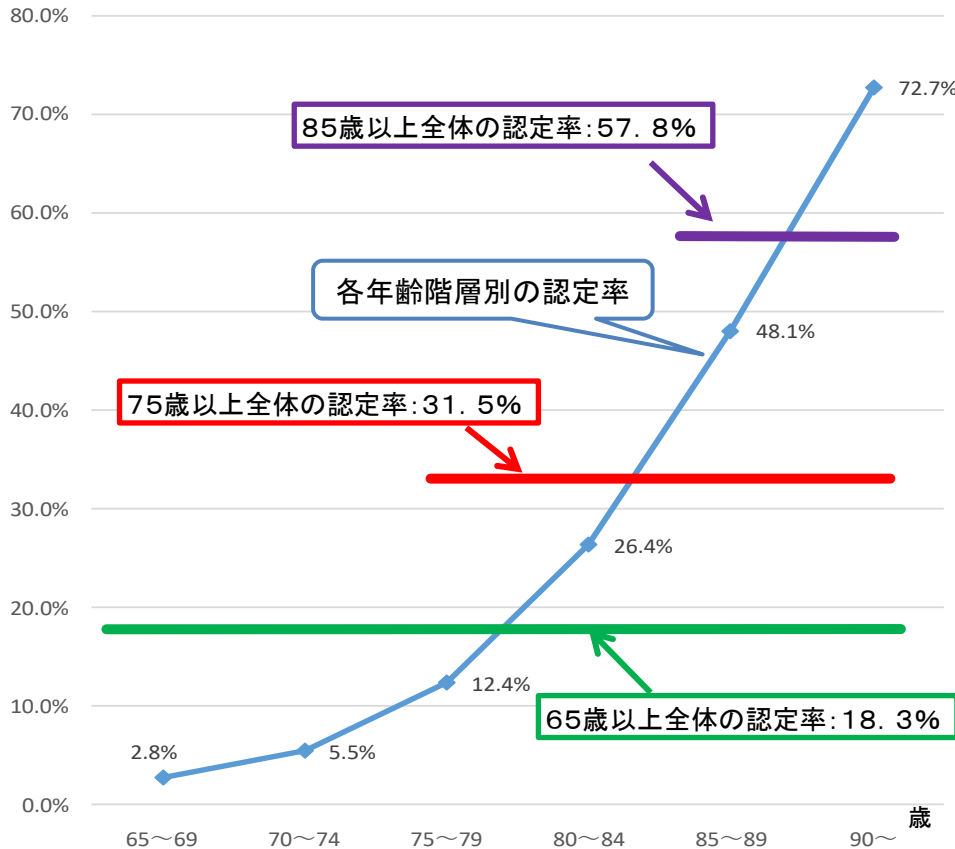
令和4年3月4日

第7回 第8次医療計画等に関する検討会

資料1
(一部改変)

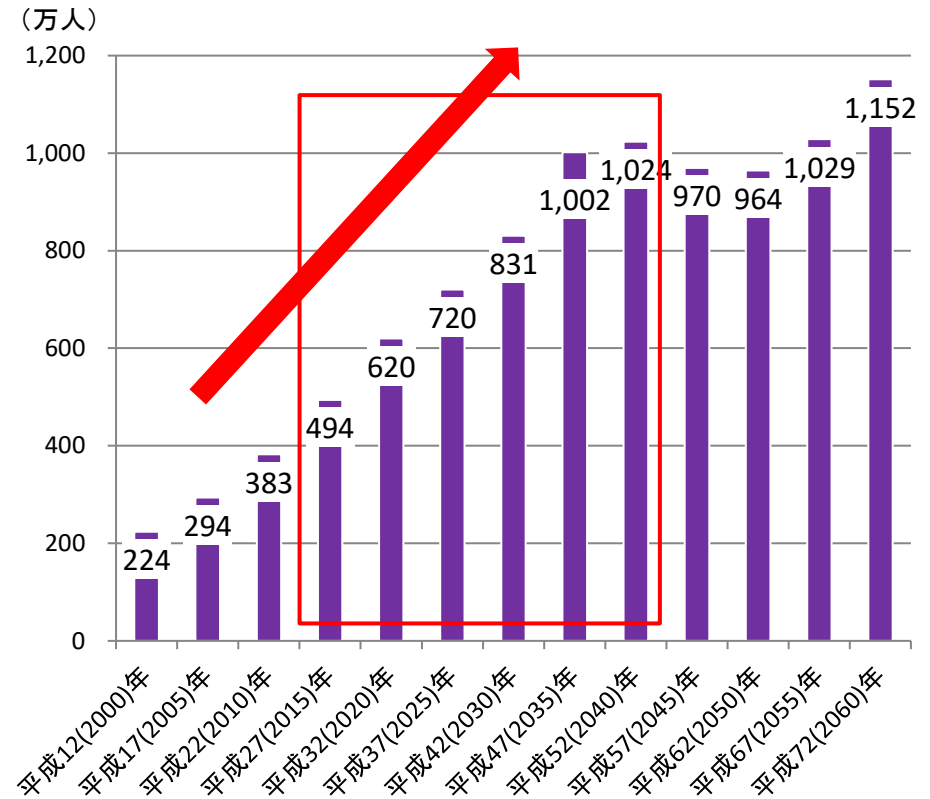
- 要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇し、特に、85歳以上で上昇する。
- 2025年度以降、後期高齢者の増加は緩やかとなるが、85歳以上の人口は、2040年に向けて、引き続き増加が見込まれており、医療と介護の複合ニーズを持つ者が一層多くなることが見込まれる。

年齢階級別の要介護認定率



出典: 2020年9月末認定者数(介護保険事業状況報告)及び2020年10月1日人口(総務省統計局人口推計)から作成

85歳以上の人口の推移



出典: 将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月推計)出生中位(死亡中位)推計
実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口)

2 - ①. 高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供： 超高齢化・人口急減による急性期の医療ニーズの変化

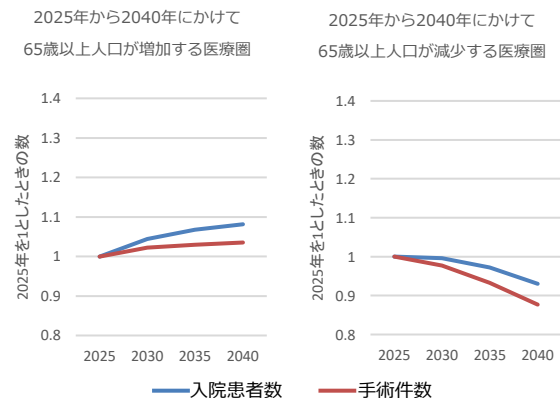
令和4年3月4日

第7回 第8次医療計画等に関する検討会

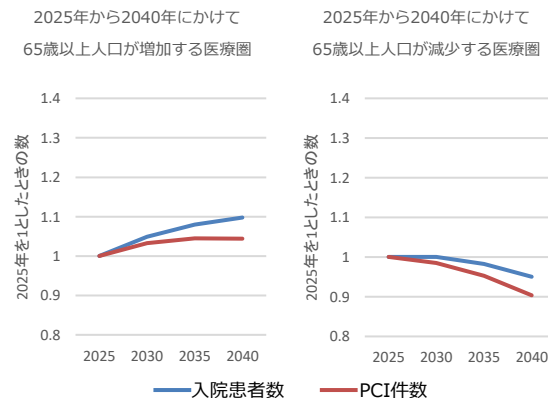
資料1
(一部改変)

- 2025年から2040年にかけて65歳以上人口が増加する2次医療圏(135の医療圏)では、急性期の医療需要が引き続き増加することが見込まれるが、がん・虚血性心疾患・脳梗塞については、入院患者数の増加ほどは急性期の治療の件数は増加しないことが見込まれる。
- 2025年から2040年にかけて65歳以上人口が減少する2次医療圏(194の医療圏)では、がん・虚血性心疾患の入院患者数の減少が見込まれる。脳梗塞については、入院患者数の増加ほどは急性期の治療の件数は増加しないことが見込まれる。また、大腿骨骨折の入院患者数・手術件数は増加が見込まれる。

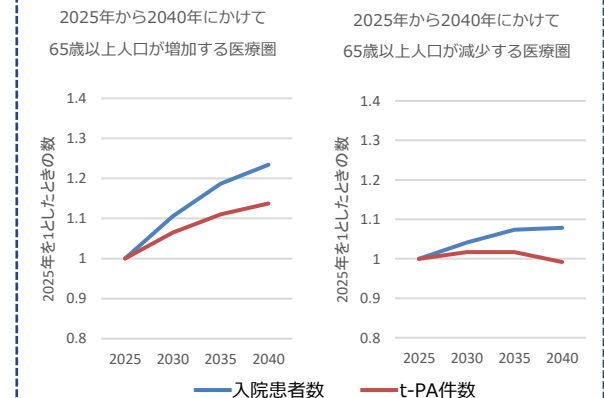
消化器悪性腫瘍



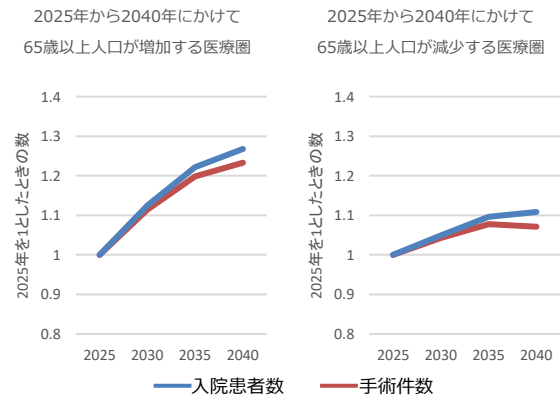
虚血性心疾患



脳梗塞



大腿骨骨折



出典：レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）（2019年度分、医政局において集計）

患者調査（平成29年）「入院受療率（人口10万対）、性・年齢階級×傷病分類」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和2年1月1日現在）」

※ 入院患者数は、各疾患の都道府県ごとの入院受療率に二次医療圏ごとの将来の人口推計を掛け合わせて算出。

※ 手術件数・PCI件数・t-PA件数は、NDBの集計（下記定義による）による実績値から、令和2年1月1日時点での住民人口を用いて都道府県ごとの受療率を算出し、二次医療圏ごとの将来の人口推計を掛け合わせて算出。

※ 消化器悪性腫瘍の手術件数とは、消化管及び肝胆膵等にかかる悪性腫瘍手術の算定回数の合計である。

※ 虚血性心疾患のPCI件数とは、「経皮的冠動脈形成術」「経皮的冠動脈ステント留置術」等の算定回数の合計である。

※ 脳梗塞のt-PA（アルテプラゼによる血栓溶解療法）件数とは、「超急性期脳卒中加算」の算定回数の合計である。

※ 大腿骨骨折の手術件数とは、「人工骨頭挿入術（股）」の算定回数の合計である。

※ 福島県は市区町村ごとの人口推計が行われていないため、福島県の二次医療圏を除く329の二次医療圏について推計。

医療・介護の機能連携を通じた効果的・効率的なサービス提供

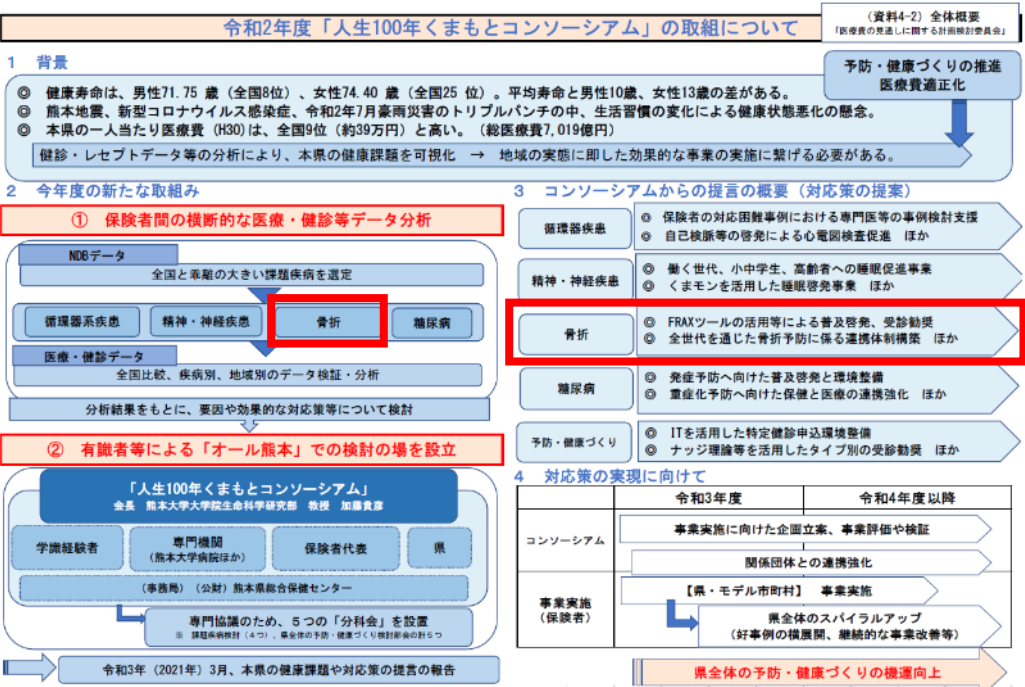
【参考1】医療・介護の機能連携を通じたサービス提供の例

骨折リエゾンサービス（FLS）を実施した場合、骨粗鬆症に対する治療開始率の上昇や、医療費適正化効果があるとの指摘がある。

効果	文献	例数 (FLS/ 非 FLS)	成績	エビデンス レベル
治療開始率	1061	11096/ —	FLS 治療開始率 88 ～ 96%, 非 FLS 患者の推計治療開始率 15 ～ 38%	IV
骨折率	1062	1412/1910	50 歳以上の非椎体骨折患者での再骨折ハザード比 0.44 (0.25 ～ 0.79)	III
	1063	240/220	50 歳以上の非外傷性骨折患者の、骨折後 2 年間の骨折率 FLS 群 5.1% vs 非 FLS 群 16.4 %	III
	1064	246/157	50 歳以上の非外傷性骨折患者の、骨折後 2 年間の骨折率 FLS 群 4.1% vs 非 FLS 群 19.6 %	III
治療継続率	1065	240/220	50 歳以上の非外傷性骨折患者の、骨折後 2 年間の治療継続率 FLS 群 81.3% vs 非 FLS 群 54.1%	III
死亡率	1062	1412/1910	50 歳以上の非椎体骨折患者で、2 年間で FLS による死亡ハザード比 0.65 (0.53 ～ 0.79)	III
費用対効果	1067	110/110	RCT で 100 例あたり 260,000 カナダドルの節約	II

出典：骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン 2015年版

【参考2】地域の実践事例（熊本県）

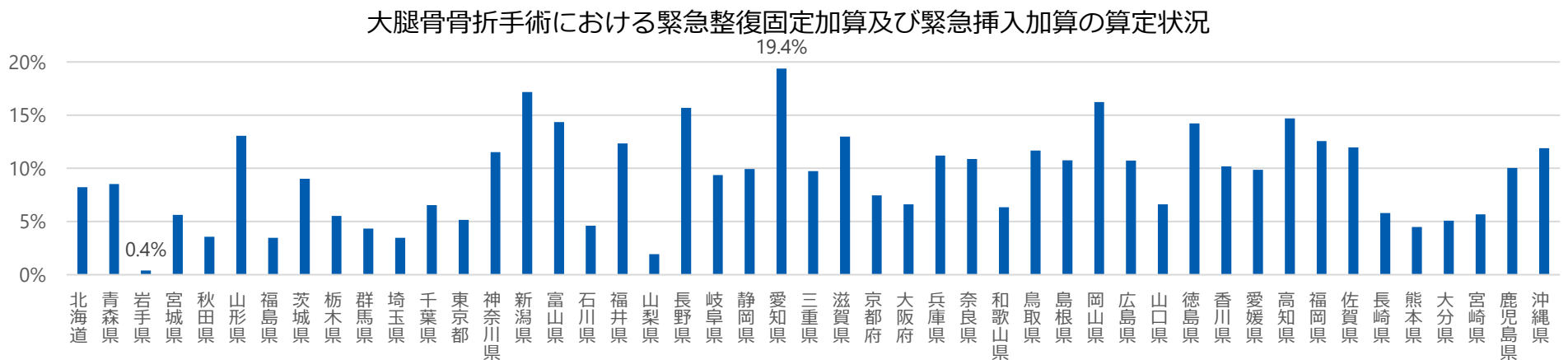
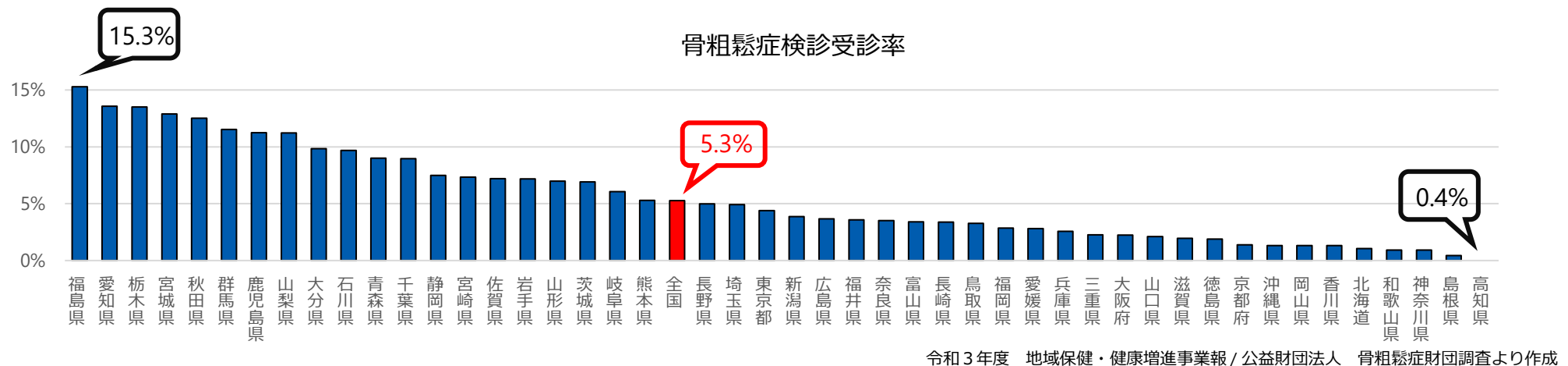


骨折予防に係る連携体制構築や普及啓発、受診勧奨等が取り組まれている。

出典：令和3年度 熊本県における医療費の見通しに関する計画検討委員会

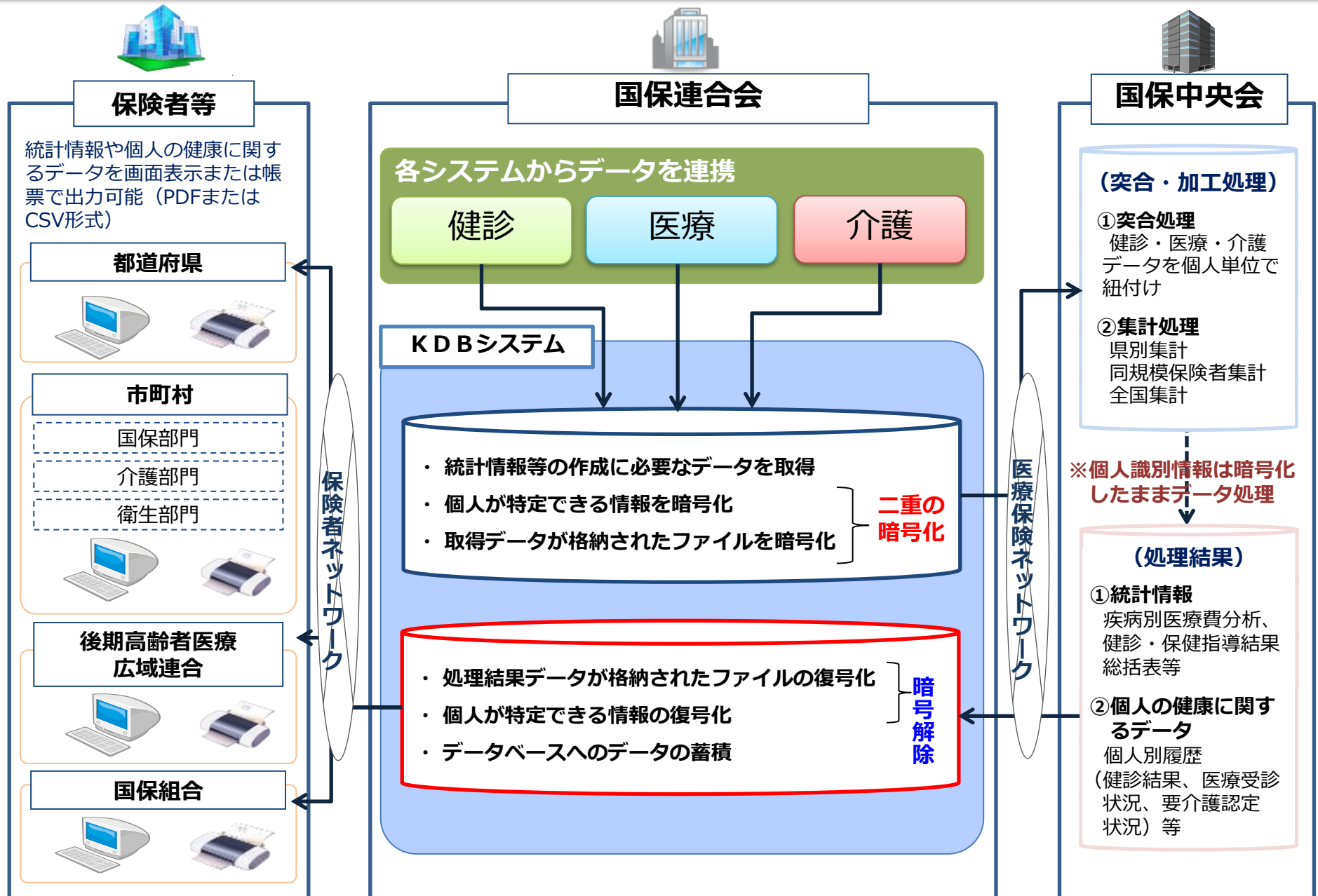
医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進

今後も大腿骨骨折の患者は増大すると見込まれており、早期に治療を開始するための骨粗鬆症健診の受診率の向上、機能予後等を高めるための骨折手術後の早期離床の促進、介護施設等の入所者等を含めた退院後の継続的なフォローアップ、二次性骨折を予防するための体制整備等は重要。



⇒ 都道府県ごとに加算の算定状況（骨折後48時間以内に整復固定を行った場合）には差が見られている。

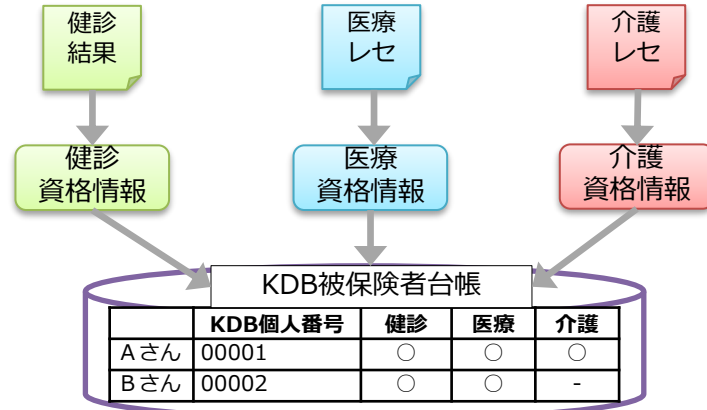
国保データベース（KDB）システムの全体像



KDBシステムの特徴について

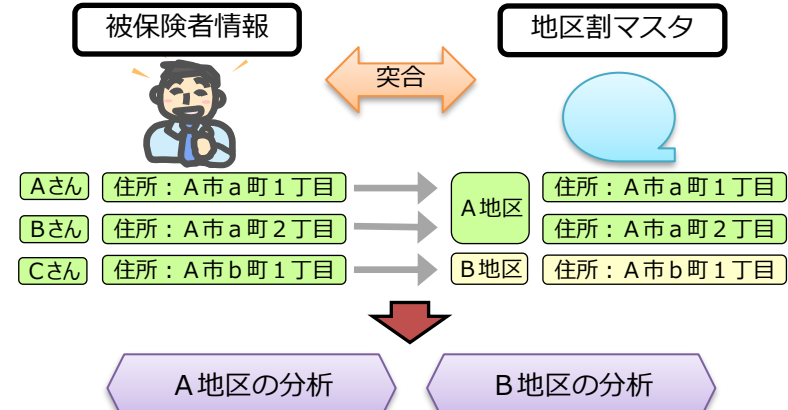
1. 健診・医療・介護の突合

○健診・医療・介護の情報を個人単位で紐付することで、制度横断的に分析することが可能。



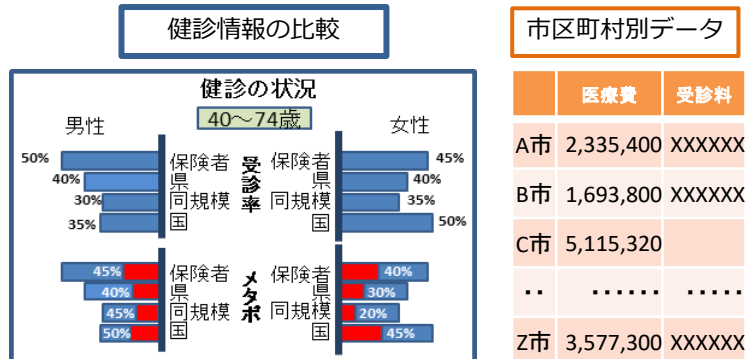
2. 地区割りによる分析

○これまで保険者単位で行っていたデータ分析をより細分化し、地区単位（例：住所別、学区別等）で分析することも可能。



3. 県・同規模・全国との比較

○全国の国保連合会が管理するデータを国保中央会（共同処理センター）へ送付し、一括して集計することで県内集計値・同規模*集計値・全国集計値などの比較情報を作成する。



*人口や被保険者数を元に保険者規模を分類した区分

※平成30年度から二次医療圏集計を追加

4. 経年比較、性・年齢別分析

○保険者・県・同規模などの集計結果を性・年齢別に比較を行いながら経年比較できる一覧表を作成する。また個人別履歴についても経年比較による追跡と分析が可能。

保健指導の状況					個人別履歴			
		男性		女性		平成29年		平成28年
		積極的 支援 修了者	動機付 支援 修了者	積極的 支援 修了者	動機付 支援 修了者	(歯科/内科)		(歯科/内科)
40~74歳	H29年度	91	85	91	85	4月		4月
	県	86	92	86	92	5月		5月
	同規模	70	88	90	82	6月		6月
H28年度	保険者	XX	XX	XX	XX	7月		7月
	県	XX	XX	XX	XX	8月		8月
	同規模	XX	XX	XX	XX	..		..
H27年度	保険者	XX	XX	XX	XX	3月		3月
	県	XX	XX	XX	XX	(年間医療費)		(年間医療費)
						310,000		180,000

保険者による分析事例（協会けんぽ）

- 協会けんぽ（静岡）における2013年度と2018年度の抗菌薬の使用状況について、年代別、疾患別、医療機関別、抗菌薬種別等に応じ、標準化された指標（※）を用いた検証を行っている。

分析結果等

- 抗菌薬使用動向全体として、2013年より2018年の使用は減少していたが、抗菌薬使用が多い医療機関において変化がなく使用されている実態も見られた。
- 急性副鼻腔炎においては、耳鼻科領域での診療が多く、全体では減少傾向にあるものの、使用量・投与期間が最も大きいカテゴリの医療機関の動向は変わっていない等の実態が見られた。



- 協会けんぽ静岡支部では、施設別に抗菌薬使用量を可視化したリーフレットにより自施設の立ち位置を示し、適正化に向けた働きかけを行っていくこととしている。

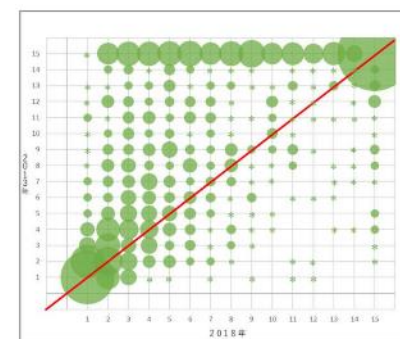
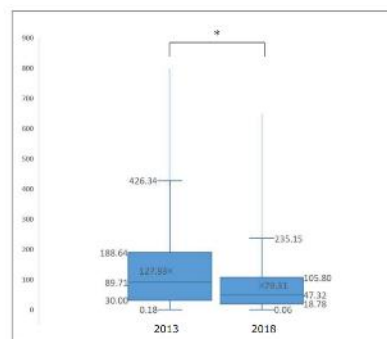
※ 標準化された指標：

- **DDDs (Defined Daily Dose)** とは、ある一定期間・範囲（医療機関、医療圏、県全体等）における抗菌薬ごとの使用量を国際指標であるDDDで除し、外来患者100人あたりの使用量を表したもの。**DOTs (days of therapy)**とは、ある一定期間・範囲（医療機関、医療圏、県全体等）における抗菌薬の投与日数の合計を患者数で除し、患者100人あたりの使用日数を表したもの。
- **DDDsは抗菌薬の使用量の増減を示すが、DOTsは投与期間の増減を示し、両指標を用いることで、要因の分析が可能となる。**例として、DDDsが増加せずDOTsのみ増加していれば、使用量は変わらず期間のみ長期化していることを示す。

外来診療における抗菌薬使用動向

		DDDs指標			DOTs指標		
		2013	2018	2013 → 2018変化	2013	2018	2013 → 2018変化
全体	静岡県全体	67.32	38.34	-43.0%	92.65	53.46	-42.3%
	3歳未満	41.72	23.43	-43.8%	169.03	93.78	-44.5%
年代別	15歳未満	62.30	42.12	-32.4%	127.93	79.31	-38.0%
	15歳以上	75.21	43.58	-42.0%	92.48	56.96	-38.4%
疾病別	急性鼻咽頭炎	21.27	17.34	-18.5%	42.10	28.75	-31.7%
	急性副鼻腔炎	21.45	15.39	-28.2%	65.42	37.14	-43.2%
	急性咽喉炎・急性扁桃炎	37.60	27.83	-26.0%	62.62	42.40	-32.3%
	急性気管支炎	32.66	22.11	-32.3%	50.96	31.10	-39.0%

抗菌薬使用動向（15歳未満・DOTs・外来）

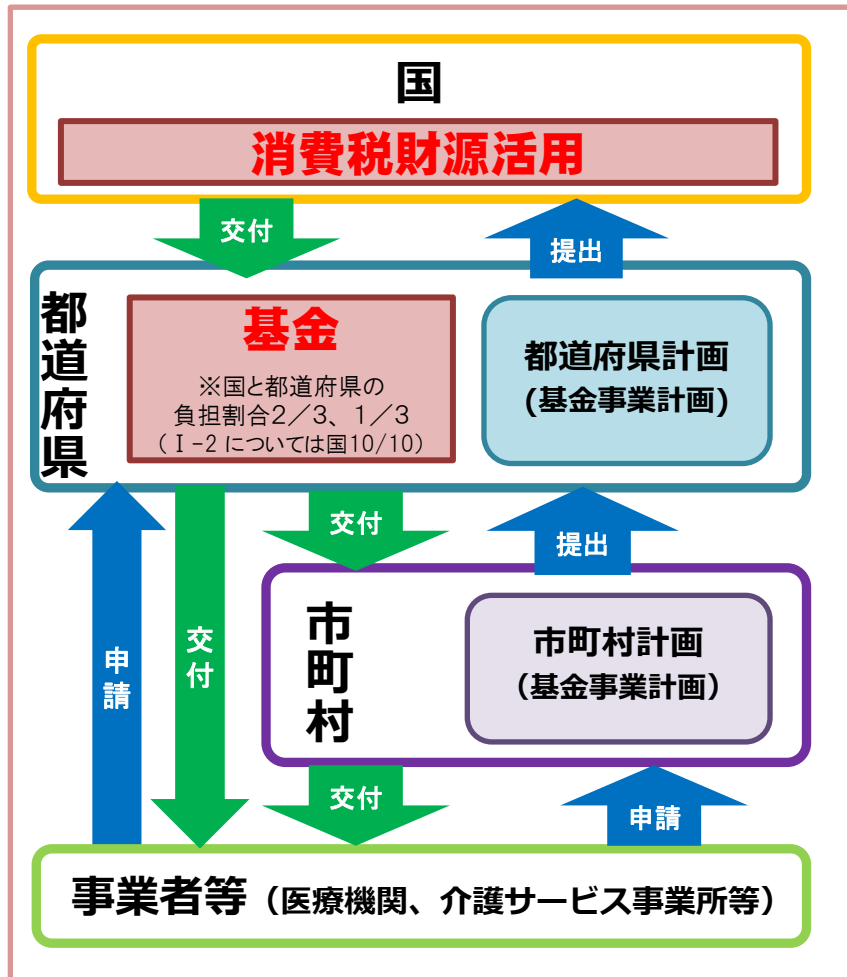


DOTs指標：100patient-days 15歳未満 外来（n = 1461） Wilcoxon signed-rank test p<.05

地域医療介護総合確保基金

令和5年度予算:公費で1,763億円
(医療分 1,029億円、介護分 734億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業①

I-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備の整備に対する助成を行う。

（病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備等の医療提供体制の改革に向けた施設及び設備等の整備）

- ・ 平成28年度末までに策定された地域医療構想に基づいた病床機能の転換等の施設・設備整備に対する助成事業
- ・ ICTを活用した地域医療情報ネットワークの構築を行う事業

I-2. 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う。

（「単独医療機関」の取組に対する財政支援）

- ・ 病床数の減少を伴う病床機能再編を行う医療機関に対する支援

（「複数医療機関」の取組に対する財政支援）

- ・ 病床数の減少を伴う統合計画に参加する医療機関に対する支援
- ・ 統合に伴い廃止される医療機関の残債を承継する医療機関に対し発生する利子について支援

II. 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う。

（在宅医療の実施に係る拠点・支援体制の整備）

- ・ 在宅医療の実施に係る拠点の整備 / ・ 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援 / ・ 在宅医療推進協議会の設置・運営 等

（在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成に資する事業）

- ・ 在宅医療の従事者やかかりつけ医の育成 / ・ 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施 等

（その他在宅医療の推進に資する事業）

- ・ 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備 / ・ 在宅医療や終末期医療における衛生材料や医療用麻薬等の円滑供給の支援 等

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業②

IV. 医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する。

（医師確保対策）

- ・ 地域医療支援センターの運営
- ・ 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施
- ・ 卒業後に地域医療に従事する意思を有する医学生に対する修学資金の貸与
- ・ 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援
- ・ 女性医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士の復職や再就業の支援 等

（看護職員等確保対策）

- ・ 新人看護職員・看護職員等の質の向上を図るための研修の実施
- ・ 看護職員が都道府県内に定着するための支援
- ・ 看護師等養成所の施設・設備整備、看護職員定着促進のための宿舍整備 等

（医療従事者の勤務環境改善対策）

- ・ 医療勤務環境改善支援センターの運営
- ・ 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援
- ・ 電話による小児患者の相談体制や休日・夜間の小児救急医療体制の整備 等

VI. 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

医師の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行う。

（労働時間短縮に向けた総合的な取組に対する財政支援）

- ・ 勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・ 当直明けの勤務負担の緩和
- ・ 複数主治医制の導入
- ・ 女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- ・ タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進 等